

又若シ残額ニ對シ差押権ヲ有スル者アルキハ
訴状ヲ以テ新タニ出訴スルトヲ得ヘシ
前上所謂書記局ニ於テ保存シタル金額若クハ
残額ニ對シ未タ曾テ出訴セサル所ノ請求ヲ起
ストヲ得ヘキノ法ハ幾許モナクシテ実施セサ
ルニ至レリ故ニ現今ニ至テハ凡ソ物件ニ對シ
差押権ノ屬セサル場合ニ於テ其物件ノ代價若
クハ残額ニ對シ請求ヲ起スハ海上裁判所ニ於
テ曾テ允可セサルモノト定メタリ

○第三十四章 歎訴状歎願書命令書裁
令書及ヒ報知状ノ事

○茲ニ海上裁判所ノ権力中全ク正式ニ依ラサ
司法省

ル訴訟事件ヲ裁判スヘキ一種特別ノ方法アリ
此等ノ事件ハ通常歎願書ヲ以テ訴ヘ而メ正式
ノ訴状或ハ令状ニ依ラズ全ク裁判所普通ノ命
令書ヲ以テ其判決ヲ與フルモノトス
此ノ如キ判決ハ航海ニ堪ヘサル船員ノ請求ニ
依リ果シテ其堪ヘサルヤ否ヤヲ判決シ或ハ船
長ノ請求ニ依リ果シテ其船長トシテ物件ヲ公
賣スルノ権アルヤ否ヤヲ判定シ或ハ其他判決
ヲ請求セズシテ裁判所ノ保護ヲ請フタル場合
ノ如キハ成法及ヒ一般普通ノ海上法ニ定メタ
ル所ニ從ヒ公平不偏ノ處分ヲ與フルモノトス
故ニ若シ何人ト雖モ争訟事件ノ正否ヲ判定改
良或ハ差止ル為メ裁判所ノ命令ヲ欲シ或ハ臨時或

ハ職務上ノ處分ヲ任スル為メ裁判所ノ命令ヲ
欲スル中ハ歎願書ヲ以テ之ヲ裁判所ニ請求ス
ルコトヲ得ヘシ(海負條例第三節ヲ参照スヘシ)
○若シ前条ノ歎訴状ヲ差出ス中ハ其歎願書ハ
其請求ヲ起ス所以ヲ明瞭簡短ニ記載シ而シテ最
終ニハ其請求ノ次第ヲ明記シ裁判所及ヒ(若シ
之レアル中ハ)相手方ヲシテ一目其請求ノ箇条
ヲ明知セシメサルヘカラス

前上ノ歎訴状ハ其歎願者ニ於テ誓言スヘキモ
ノトス而シテ其謄本ハ裁判所ノ規則ヲ以テ定メ
タル方法ニ從ヒ之ヲ差出シタル時日ノ通知ト
俱ニ之ヲ相手方代理人ニ送達セサルヘカラス
○歎願書ヲ差出ス場合ニ於テハ誓言ヲ以テ其

司法省

事由ヲ裁判所ニ申立サルヘカラス而シテ其誓書
ノ謄本ハ歎訴状ノ場合ト等ク其者ノ請求或ハ
命令ノ次第ヲ記載シタル通知書ト俱ニ之ヲ送
達セサルヘカラス
相手方ノ者ハ別段謄本或ハ通知状ヲ送達スル
トナク審問ノ際誓書或ハ其他ノ書面ヲ以テ右
歎願ノ答示ニ供スヘキ証拠ヲ提出スヘキモ
トス
裁判所ニ於テ前上二箇ノ書面ニ依リ其事件ヲ
判決スルヲ常トス但シ裁判所ニ於テ更ニ弁駁或
ハ示明ノ為メ新クナル証拠ヲ提出セシムル為
メ歎願者ニ對シ猶豫ノ期限ヲ與フルヲ必要ト
思料シタル中ハ格別ナリトス

此、如ク猶豫、期限ヲ與フルハ事緊急或ハ至
難或ハ疑惑ニ涉ル時、外實際締有ナルトス
又前上ノ歎訴又ハ歎願ヲ要スル場合ニ當テ裁
判所ハ當ニ其請求、如ク命令ヲ下スニ足ルハ
キ充分ノ証拠ノミナラス若シ其事件一方ノ者
ニ通知ヲ要スルモノナルハ果シテ其者ニ通
知ヲ遂ケタルノ確証ヲモ徴セサルヲ得ス
○今英國海上法ニ依レハ裁判所ハ往々其裁判
所ノ印章ヲ鈐シタル令状ノ体裁ヲ備ヘタル命
令書ヲ下付スルヲアリ之ヲ称シテ委任状及ヒ
命令状ト云ヘリ故ニ保釋ヲ許シ或ハ評價或ハ
公賣ヲ行フ等ノ場合ニ當リ登スヘキ令状ハ即
チ請求者ノ求メニ依リ裁判所之ヲ許可シ而シ

司法省

書記之ヲ登スヘキモノトセリ
米國海上裁判所ニ於テハ正実ニ歎願若クハ歎
訴状ニ依リ登シタル令状ハ亦委任状或ハ命令
状ト同一ノ位地ヲ占ムルモノトス而シテ書記ノ
証シタル謄本ハ即チ裁判所ノ命令ヲ証スルニ
足ルヘキモノトス
然レニ我カ令状ハ英國令状ノ煩歎多費ニ比ス
レハ更ニ異論ヲ容ルハモノナシ
○海上裁判所ニ在テハ一定ノ歎願書命令書及
ヒ裁令書ノ法式ナシト雖ニ裁判所ノ裁令書ハ
恰モ命令書ト異ナラス通常開廷期日又ハ特別
開廷期日ニ當リ裁判所ニ於テ登スルト等シ常
ニ書記之ヲ記スヘキモノトス

又判事職務上ノ處分ヲ中止シ或ハ延期ヲ與ヘ
或ハ令狀ノ發行ヲ命ジ或ハ保釋金額等ヲ定ム
ル等ノ場合ニ當リ全ク判事ノ命令ニ過キサル
數多ク命令書ヲ發スルヲアリ

此ノ如キ命令書ハ之ヲ發セサルヲ得サルノ理
由ヲ記シタル誓書ニ依リ判事ノ獨斷ヲ以テ發
行スヘキモノトス故ニ此ノ如キ命令書ハ裁判
所ノ記録中ニ登記セサルト雖モ相手方ニ其謄
本ヲ送達スヘキモノトス

若シ其相手方ノ者ニ於テ該命令ハ全ク輕卒ニ
發シタルト或ハ過失ニ因テ發シタルモノト思
料シタルモ其審問ヲ請ヒ而シテ其令狀ノ効ナ
キ所以ヲ証明スルヲ得ヘシ(附録先例ノ部ヲ

司法省

参照スヘシ

○各裁判所ニ於テ受理シタル訴訟事件ニ関シ
テ其裁判所ノ施シタル數種ノ處分ヲ通知スヘ
キノ法ハ各裁判所ニ於テ既ニ規定セシ所ナリ
然レモ現ニ合衆國各裁判所ニ於テ慣例及ヒ衡
平上ノ訴訟ニ就キ一般ニ適用スル所ノ州裁判
所訴訟手續ノ異同アル為メ場合ニ依テハ大ニ
其處分ヲ異ニスルヲアリ
新約克南部地方ニ在テハ訴訟關係者ニ於テ訴
訟目錄ニ記入シ而シテ其記入シタル所以ヲ相手
方ノ者ニ報知セシテ書記ニ請求シタル場合
ノ外裁判所ニ於テ通常訴訟事件ヲ其帳簿ニ記
入セサルヲ例トス

自余ノ各地ニ於テハ書記諸般ノ訴訟ヲ事件簿ニ記入シ或ハ事件目錄ヲ編成シ而シテモ其通知ヲ為サ、ルヲ常トス

又各關係者ニ於テ裁判所ニ出頭スルヲ望ミ而シ其召喚ヲ受ケタルハ審問ノ為シ其事件ヲ裁判所ニ提出シ或ハ裁判所ノ許可或ハ相手方ノ承諾ニ因テハ其事件ノ審問ヲ延期スルヲアルヘシ

若シ又相手方ニ於テ出廷セサルハ其訴訟ヲ棄却シ或ハ懈怠ノ判決ヲ下スヘキモノトス此法ハ蓋シ正当ナル海上訴訟法ニ適スルモノト云フヘシ

司法省

故ニ此法ハ合衆國最上裁判所ニ於テ一般ニ適用スル所ニシテ各郡裁判所及ヒ巡回裁判所ニ於テモ亦海上事件ニ就キ之ヲ適用スヘキモノト定メタリ

新約克南部地方ニ於テ行フ所ノ諸般ノ通知ハ總テ四日以前ニ之ヲ為スヘキモノトス

故ニ審問ニ関スル通知ノ外ハ仮令ヒ規則上ニ於テハ四日以前ト雖モ裁判所ニ於テ相当ノ事由ヲ認メタルハ更ニ其期限ヲ縮ムルヲ得ヘシ

凡ソ訴訟事件ニ就キ送達スヘキ通知状及ヒ其他ノ書類ハ總テ其訴訟上代言人ヲ使用シタル中ハ原被本人ニ送達セズシテ其代言人ニ之ヲ送達スヘキモノトス

○各郡裁判所及び各巡回裁判所ニ於テハ最上裁判所海上規則上一定ノ規則ナキ場合ニ在テ海上訴訟ノ判決ヲ行フニ必要ナリト思料シタルキハ相当ノ訴訟手續ヲ規定スルコトヲ得ルヲ常トス故ニ此規則ハ巡回裁判所及び郡裁判所ニ於テ往々施行スル所タリ

新約克南部地方ノ郡裁判所及び巡回裁判所ノ海上事件ニ関スル規則ハ附録ニ就テ見ルヘシ海上裁判所規則第四十六条及び一千七百九十二年ノ法律第二節ヲ参照スヘシ

○第三十五章 海上犯罪ノ事

○合衆國憲法ヲ以テ合衆國政府ニ附典シタル司法權中ニハ海上諸般ノ訴訟ヲ判決スルノ權

司法省

ヲモ含蓄シタルカ故ニ無論民刑共ニ處分シ得ヘキハ当然ナリトス

此ノ如キ憲法上ノ許可アルニ依リ聯邦政府ハ數多ノ犯罪ヲ處断スルノ權ヲ有シ而シテ議院ノ決議法ヲ以テ海上ニ於テ生シタル犯罪ノ種類ニ依テ其處断方ヲ規定セリ

今此法律ニ依レハ海上裁判所ニ於テ處断スヘキ犯罪ノ種類ハ其數ヲ示スヲ甚タ多カラスシテ殊ニ他ノ犯罪ト別段區別ヲ設ケヌ即チ大海或ハ海江或ハ河川港口繫船所或ハ灣内或ハ其他合衆國海上裁判管轄ニ屬スル水上ニ於テ犯シタル犯罪處断ノ方法ヲ定メタル彼ノ一千七百九十年及び一千八百〇四年及び一千八百二

十年及ヒ一千八百二十五年及ヒ一千八百三十
五年ノ刑事条例ニ依レハ自ラ之ヲ明知スル
ヲ得ヘシ

此等ノ犯罪ヲ處断スヘキ權ヲ聯邦政府ニ附與
シタルハ全ク憲法ヲ以テ附與シタル海上裁判
權ニ基キタルモノナリ但シ此犯罪中重大ナラ
サルモノハ郡裁判所ニ於テ之ヲ處断スル權ア
リトス

若シ各郡内ニ於テ罪ヲ犯シタル中ハ其郡ニ於
テ其審理ヲ為サハル可カラズ若シ又地方ヲ距
テタル海上ニ於テ犯シタル中ハ其犯人ヲ逮捕
シタル地方又ハ其犯人ヲ第一ニ引致シタル地
方ニ於テ其審理ヲ為スヘキモノトス

司法省

此ノ如キ景況ナルカ故ニ海上裁判權ノ狹隘ナ
ルヲ論諍スル各人ハ常ニ政府ニ附與シタル刑
事裁判權ノ如何ヲ顧スシテ妄リニ物議ヲ容ル
ルモノト云フヘシ

○ 允リ海上事件ヲ裁判スルノ法ハ海上裁判所
ノ慣習ニ從フヘキモノト為シタル普通ノ規則
ニ依テ海上ノ犯罪ヲ處断スルノ法モ亦海上裁
判所ノ慣習ニ從フヘキモノトス但シ憲法及ヒ
修正憲法ニ於テ別段規定セサル場合ニ限ルヘ
シ(一千七百九十二年五月八日ノ法律第二節ヲ
参照スヘシ)

允リ公訴狀ヲ以テシタル場合ノ外總テ犯罪
ノ審訊ハ陪審之ヲ擔任シ而シテ其犯罪ヲ犯シ

タル州ニ於テ之ヲ審訊スヘキモノトス然レ
モ若シ州ニ於テ犯サ、ル中ハ議院ニ於テ法
律ニ從ヒ指定シタル地ニ於テ其審訊ヲ為ス
ヘキモノトス

何人トモ大陪審ノ告訴状或ハ告罪状ヲ以
テ告訴ヲ受ケタル時、外重大或ハ毀譽ノ犯
罪ニ就キ答弁ヲ為スヲ要セス但シ戰時或ハ
公衆ノ危難ニ際シ海陸軍或ハ民兵中ニ起リ
タル犯罪ニ就テハ格別ナリトス(脩正憲法第
五条ヲ参照スヘシ)

允リ刑事ノ告訴上被告人ハ現ニ其罪ヲ犯シ
タル州及ヒ郡ノ公平ナル陪審ニ依テ迅速公
然タル審問ヲ受ルノ權アリ但シ其郡ハ預メ

司法省

法律ニ於テ確認スヘキモノトス

又被告人ハ其告訴ヲ受ケタル原因ノ通知ヲ
受ケ或ハ其相手方証人ト對審ヲ受ケ或ハ其
便益ト為ルヘキ証人ヲ出頭セシムヘキ令状
ヲ求メ且其答弁ヲ為メ代言人ノ助ケヲ受ル
ノ權アルモノトス(脩正憲法第六條ヲ参照ス
ヘシ)

○此等ノ法、實際ニ行ハル、ヤ其効力ハ恰モ
慣例裁判所刑事裁判手續ト等シ、海上裁判所刑
事ノ裁判法タルノ位地ヲ占メシムルニ至レリ
抑々海上裁判所ニ於テ刑事ヲ處断スルノ場合
ハ往々少シトセス故ニ英國海上法ニ於テハ刑
事ノ審問ハ總テ陪審ニ於テ最初ヨリ慣例法ニ

定メタル刑事審問ノ方法ニ依テ行フヘキモノトセリ
又刑事ノ場合ニ於テハ實際前上ノ規則ノ行ハルヲ以テ州裁判所ノ慣例ヲ適用スルヲ要セスシテ憲法及ヒ修正憲法及ヒ議院ノ決議法ニ定メタル制限ニ從ヒ海上裁判所ノ慣例ニ依テ之ヲ處テスルヲ要セリ
凡リ犯罪ニ関シテ令狀ヲ發シ或ハ豫審ヲ行ヒ或ハ入監スヘキ場合ニ當リ治安判事及ヒ其他各州ノ民政官吏ニ於テ通常行フ所ノ諸權ハ即チ附録中ニ掲ケタル一千八百四十二年八月二十三日ノ法律ニ依テ合衆國委員ニ於テモ亦通常之ヲ行フトラ得ヘシ

司法省

○第三十六章 出訴期限ノ事

○凡ソ海上ノ訴訟事件ニ就テハ犯罪及ヒ准犯罪ニ係ル告訴ノ外出訴期限ニ関スル一定ノ規則ヲ設ケス二三ノ法律アリト雖モ皆チ全ク政畧上規定シタルモノニテ完全ナル法理ヲ備ヘタルモノニアラス故ニ負債主ニ對シ猶豫ヲ興ヘ為ソニ出訴ヲ遲延スルモ之カ為メ債主ニ在テハ其債金ヲ損失スルノ憂ナシトス
然レモ各國ニ於テハ事ノ輕重ニ因リ長短ノ差異アルモ各出訴期限ノ定メアリト雖モ我々國ニ於テハ通常此等ノ期限ニ依ラサルヲ法トス何トナレハ此等ノ期限ハ必竟海外人ノ便益ニ係リ且ツ實際請求ヲ遲緩セシメサルノ便益ヲ

見サレハナリ
抑々海上民事、訴訟ニ於テ出訴期限、法律ヲ
設ケサル所以、モノハ全ク其事件、性質及ヒ
海上貿易、盛衰ニ原因スルモノトセハ海外各
國ニ於テ疾ク此法ヲ設ケタルハ偏ニ貿易上、
刺衝及ヒ間断ナク其事業ヲ運動スヘキ政畧上
止ムヲ得サルニ出テタルモノ、如シ果シテ然
ラハ我々共和政体ノ創業者及ヒ法律制定者ノ
聰明ナル先見ヲ以テ豫定シタル事由、ミニ止
ラサルヘシ
故ニ余ハ海上民事、出訴期限ハ裁判所ノ意見
ニ任セテ之ヲ定メシムルヲ至良トス果シテ此
ノ如クスル片ハ裁判所ニ於テハ請求、如何ト
司法省
其出訴遲延ノ原因全ク懈怠自棄ニ出テタルヤ
否ヤノ事情ヲ審ニシタル上ニテ之ヲ定ムル
ヲ得ヘシ是レ實ニ性理及ヒ法律、格言ニ背カ
サルモノト云フヘシ
以上論スル所ノモノハ即チ古來我々海上裁判
所ニ於テ実施スル所ノ慣例ナリトス
前上所謂裁判所ノ意見トハ專横邪僻ノ心ヲ用
ヒス全ク事情ヲ審ニシタル上ニテ真正ナル意
見ヲ施サ、ルヘカラス即チ訴訟關係者及ヒ事
物ノ形状貿易利害政畧ノ得失及ヒ出訴期限ニ
関スル地方律ノ異同、如キハ特別充テ熟察マ
ヘキモノトス
○凡ソ刑事及ヒ没收ニ関スル出訴期限ハ議院

ノ決議ヲ以テ定メタル法アリ
故ニ何人ヲ問ハス故殺及ヒ贗造罪ノ外謀叛若
クハ其他ノ重罪ニ就テハ其犯罪ヨリ三ヶ年已
内ニ大陪審ニ於テ告罪状ヲ差出シタル場合ニ
アラサレハ其審理ヲ受ケサルモノトス
又何人ヲ問ハス重罪ニアラサル犯罪ニ就テハ
其犯罪ノ時ヨリ二ヶ年以内ニ告罪状或ハ告訴
状ヲ差出シタル時ニアラサレハ其審理處断ヲ
受ケサルモノトス
以上ノ規則ハ處断ヲ適レタル犯人ニハ之ヲ適用ス
ルトヲ得サルモノトス(一千七百九十年四月三
十日ノ刑事条例第三十一節ヲ参照スヘシ)
收税法ニ関スル犯罪ノ種類中ニハ往々船舶及
司法省

ト其他ノ物件ヲ特ニ没收スル場合少シトセス
但シ此場合ニ於テハ海上裁判所ニ於テ物権ニ
関スル處分手續ニ依テ其没收ヲ行フモノトス
一千七百九十九年三月二日頒布税関条例第八
十九節ニ依レハ此等ノ没收及ヒ該条例違反者
ニ對スル訴訟ハ其違犯或ハ没收罪ノ成立シタ
ルヨリ三ヶ年ヲ限ルモノトセリ
然レモ一千八百〇四年三月二十六日ノ法律第
三節ニ依レハ此等ノ犯罪ニ係ル出訴期限ハ更
ニ五年ニ延期セリ
又一千八百十八年四月二十日ノ法律第九節ヲ
以テ賣奴貿易ニ関スル告訴ノ如キモ亦其出訴
期限ヲ五年ト定メタリ

其後一千八百六十三年三月三日、法律第十四節ヲ以テ前上ノ收税法ニ依テ徵收スヘキ罰金又ハ沒收ニ関スル訴訟ヲ起スヘキ期限ヲ定メタル一千七百九十九年三月二日及ヒ一千八百〇四年三月二十六日、法律ヲ廢止セリ（一千七百九十九年三月二日、法律第八十九節及ヒ一千八百〇四年三月二十六日、法律第三節及ヒ一千八百十八年四月二十日、法律第九節及ヒ一千八百六十三年三月三日、法律第十四節ヲ参照スヘシ）

○第三十七章 合衆國巡回裁判所ノ事
○海上事件ニ就キ巡回裁判所ノ権限及ヒ慣例

司法省

○抑々巡回裁判所ニ於テ海上民事始審ノ裁判権ヲ有セサル所以ハ既ニ前ニ論述セリ又如何ナル場合如何ナル方法ヲ以テ郡裁判所ノ始審事件ヲ審理ノ為メ巡回裁判所ニ移スヤモ亦既ニ明示セシ所ナリ

○巡回裁判所ハ郡裁判所ト等ク海上刑事ヲ裁判スルノ権アリ而シテ此等ノ場合ニ在テ巡回裁判所ノ訴訟手續ハ總テ郡裁判所ノ手續ト同一ニシテ其手續ハ既ニ本書ノ前編ニ於テ明示シタルカ故ニ讀者ハ疾ク之ヲ了知セラレヘシ

又最上裁判所ノ海上裁判規則ハ巡回裁判所及ヒ郡裁判所ニモ亦之ヲ適用スヘキモノトスレ

凡上訴ノ場合ニ関スル巡回裁判所ノ手續ニ至

テハ以下論述スヘシ

○上訴ノ事

允ソ争訟事件費用ヲ除キ其金額五十弗以上ナル
ルハ郡裁判所ノ判決ニ對シ其郡内ニ於テ次
回ニ開設セラルヘキ巡回裁判所ニ上訴スル
ヲ得ヘシ

上訴ハ最終ノ判決ニ對シ起ルモノニテ豫審ノ
判決或ハ臨時ノ判決或ハ裁判所ノ隨意ヲ以テ
判決スヘキ事件ニ就テハ上訴スルヲ許サス
但シ最終ノ判決ニ對スル上訴ヲ起シタルハ
其事件ニ係ル命令書判決書及ヒ其他ノ書類ヲ
再審ノ為メ提出スヘキモノトス(一千八百〇六
年三月三日、法律ヲ参照スヘシ)

司法省

抑々訴訟事件ノ判決ニ對シ上訴ヲ為サシメ以
テ其事件ノ曲直邪正ヲシテ遺憾ナカラシムル
ハ司法行政上頗ル必要ナルモノトスレモ上訴
ヲ為スニ當テハ大ニ其事件ノ落着ヲ遲滞ナ
ラシムルノミナラス其費用モ亦夥多ナルカ故
ニ議院ニ於テハ此等ノ弊害ヲ防カシメ為メ最終
ノ判決ヲ徑タル上ニアラサレハ上訴スルヲ
許サハルモノトシ而シテ各裁判所ニ於テモ此主
意ニ則リ著シ關係者ノ一名上訴シ他ノ者ハ上
訴セサル場合ニ當テハ上訴セサル者ハ下等裁
判所ノ判決ニ服シ仮令ヒ自己ノ不利ナルモ之
ヲ改正スヘキ求メヲ為シ或ハ更ニ上訴ヲ為ス
ヲ許サハルモノト判定セリ

故ニ余輩ハ最終ノ判決ト其他ノ判決トノ區域
ヲ一定スルヲ必要トス夫最終ノ判決トハ訴訟
事件ノ真正ナル証拠ニ依テ判決シタルヲ云
フニアラス全ク裁判所ニ於テ判決ノ手續ヲ完
了シテ餘ヲ所ナキニ至リ判決セシモノヲ云フ
ナリ而ソ上訴ハ苟クモ裁判所ニ於テ行フタル
處分全ク上訴人ノ利害得失ニ関スル場合ニ当
リ其處分ノ再審ヲ仰クモノトス
此ノ如ク上訴ヲ起スノ趣意ハ全ク下等裁判所
ノ處分ヲ再審再判スヘキ為メ提起スヘキモノ
ナルヲ以テ上訴裁判所ニ在テハ下等裁判所ニ
於テ行フタル諸般ノ處分ヲ為シ或ハ其上訴ヲ
必要トセサル中ハ其判決ヲ保存スルヲ得ヘ
シ

司法省

故ニ費用或ハ報告書ノ確認或ハ分配ニ係ル諸
般ノ命令或ハ其他判決ヲ下スニ必要ナル命令
ヲ發スヘキニ之ヲ發セサルカ如キ場所ニ在テ
ハ此等ノ命令ヲ發シ終リ而メ下等裁判所ニ於
テ他ニ處分ヲ遺サスシテ最終ノ判決ヲ下シ既
ニ其執行ヲ遂ルマテニ至ラサレハ其上訴ヲ許
サハルモノトス
又上訴ハ争訟金額(費用ヲ除キ)五十弗ヲサレ
ハカラス但シ上訴ヲ許スヘキ金額ヲ定メタリ
ト雖モ費用ノ金額ニ関スル争訟ハ他ノ争訟ト
等ク再審ニ附セラルヘシ
又原告人上訴シタル中ハ其争訟金額ハ前ニ下

等裁判所ニ差出シタル訴状中ニ記載シタル金額ト同一ナラサルヘカラス若シ前訴状中ニ記載シタル金額ト差異カルクハ誓書若クハ其他ノ書類ヲ以テ其理由ヲ証明スヘキモ、トス各裁判所ニ於テ金額ニ関スル争訟ヲ判決スルニ當テハ毫モ壓制ノ方法ヲ用ヒス上訴ノ權ヲ害セサルヲ要ス而シテ苟モ其金額五十弗ヲ超過スルキハ即チ上訴ヲ許スヘキモ、トス又仮令ニ共同ノ原告或ハ共同ノ被告ナリトモ各人ノ權利各々差異アリ而シテ其判決モ亦隨テ異同アル場合即チ救助船員給料及ヒ類似ノ事件ノ如キ請求金額ヲ合算スヘキモ、ハ上訴ノ權ヲ生セストモ、モ若シ各自ノ金額五十弗ヲ

司 法 省

超過シタルキハ上訴スルトヲ得ヘシ若シ被告人或ハ請求者ニ於テ上訴シタルキハ其判決ヲ受ケタル金額ヲ以テ即チ争訟金額トス又一名上訴シタルキハ他ノ者ハ其全体ノ判決ノ再審ヲ仰ク為メ更ニ上訴スルトヲ得ヘシ但シ如何ナル場合トモ、モ判決ノ全部或ハ一部ニ就テ上訴スルトヲ得ヘシ○前キニ判決ノ一部ニ就キ一名ヨリ上訴シタル場合ニ於テ他ノ部分ニ對シテハ上訴ヲ起ササル時トモ、モ其全部ノ判決ヲ再審セシメ而シテ其上訴ノ判決ヲ行フタル後巡回裁判所ニ於テ其全部ノ判決ヲ執行シ郡裁判所ニ之ヲ移シテ

其執行ヲ為サシムルノ權ナシトモシ一例アリ
○凡ソ郡裁判所ノ判決ニ對スル上訴ハ其裁判
所々在ノ地ニ於テ次回ニ開設スヘキ巡回裁判
所ニ提起セサルヘカラス
故ニ其上訴ノ期限ハ頗ル短縮ナリ即チ郡裁判
所ヨリ巡回裁判所ヘノ上訴ハ總テ巡回裁判所
ノ開設時間或ハ郡裁判所ノ規則或ハ特別ノ事
件ニ就キ特別ニ下シタル命令ヲ以テ規定シタ
ル期限内ニ之ヲ起サ、ルヘカラス
若シ前上ノ期限内ニ上訴ヲ起サ、ルハ其判
決ヲ執行スヘキモノトス(海上裁判所規則第四
十五條ヲ参照スヘシ)
凡ソ上訴ハ書面ヲ以テ郡裁判所ニ差出サ、ル

司法省

ヘカラス但シ其書式ノ如何ハ上訴ノ効ニ就テ
毫モ關係ナキモノトス故ニ上訴人ニ於テ下等
裁判所ノ判決ニ對シ上訴シタル所以ヲ明示ス
ルヲ以テ足レリトス

新約克南部地方ニ在テハ他ノ地方ニ比スレハ
稍上訴ノ法式整頓シ而シテ時日労力及ヒ費用ノ
如キハ充分節減ヲ加ヘ以テ訴訟ノ再審ヲ遂ル
ニ足ルヘキ方法ヲ設ケタリ
故ニ該地方ニ在テハ獨リ上訴ノ法式一定セリ
ト云フヘシ此他其法式ヲ異ニスル各地方ニ於
テハ此法式ニ依テ其裁判所ノ規則ヲ改良変廢
セシトスルニ至レリ

元來訴訟關係者ヲシテ上訴スルト否トヲ考定

セシムル為ノ數日間ノ猶豫ヲ興ヘタルハ全ク
關係者ノ便益ニ依テ定メタルモノナリ故ニ英
國ニ於テハ之カ為メ十四日ノ期限ヲ興ヘ我カ
民事ニ於テハ十日ノ猶豫ヲ興ヘタリ
我カ郡裁判所ノ規則ニ依レハ該裁判所ノ處分
ヲ終リ既ニ其判決ヲ執行スヘキ場合ニ至リタ
ル時ヨリ十日ノ猶豫ヲ興フルモノトセリ(郡裁
裁判所規則第百五十一条及ヒ第百五十二条ヲ
参照スヘシ)

今又郡裁判所ノ規則ニ依レハ裁判所ノ書記及
ヒ相手方代理人ニ上訴ノ通知ヲ為スニハ簡短
ナル書面ヲ送達スルヲ以テ足レリトス而シテ之
ヲ送達セシ上ハ即チ上訴ニ係ル保認書ヲ差出
ス

司法省

スマテ裁判所ノ處分ヲ中止セシムルノ効アル
モノトス
左ニ掲タル所ノモノハ即チ其通知書ノ書式ト
ス

新約克南部地方ニ設置シタル合衆國郡裁
判所

何某ヨリ何某ニ係ル訴訟

被告人ハ此訴訟ニ就キ裁判所ノ最終ノ判決
ニ對シ次回ノ巡回裁判所ニ上訴スルモノナ
リ

一千八百四十八年十月一日 被告代理人

何、誰

書記

何ノ誰殿貴下

此通知ヲ書記及ヒ相手方代理人ニ送達セシ以
上ハ郡裁判所ノ規則ヲ以テ定メタル上訴ニ係
ル保証書差出シ期限ノ経過スルマテ判決ノ執
行ヲ中止スヘシ
○允リ上訴ノ登記ヲ受ケタル上ハ上訴人ハ其
上訴ノ登記ヲ受ケタルヨリ十日以内ニ損害及
ヒ費用ニ関スル保証ヲ差出サ、ルヘカラス而
シ其期限内ニ保証書ヲ差出サ、ルハ恰モ上訴
ノ起ラサル場合ト等ク其判決ヲ執行スヘキモ
ノトス但シ裁判所ニ於テ猶豫ノ期限ヲ與ヘタ
ルハ格別ナリトス

司法省

又上訴人ハ相手方若クハ代理人ヲ使用シタル
中ハ其代理人ニ對シ四日以前ニ保証書ヲ差出
スヘキ時日及ヒ場所及ヒ保証人タル人ノ住所
氏名ヲ通知セサル可カラス
此時ニ當リ其証人ノ適否如何ノ審査ヲ遂ケ而
シ之ヲ許否スヘシ
又保証人ハ被告人ノ上訴ニ係ル中ハ損害或ハ
負債及ヒ費用ニ関スル判決金額ノ二倍若シ又
原告人ノ上訴ニ係ル中ハ裁判所ニ於テ定メタ
ル金額ヲ擔當スヘキ旨ヲ保証セサルヘカラス
〔附録保証書ノ書式ヲ参照スヘシ〕
巡回裁判所ノ規則ニ依レハ上訴状ハ既ニ前ニ
掲ケタル上訴通知状ノ書式ニ稍々文飾ヲ施スヲ
以テ足レリトシ而シテ下等裁判所ニ於テ必要書

類トシテ差出シタル証拠書類ト俱ニ之ヲ差出
スヲ要セリ但シ其上訴状ニハ郡裁判所訴訟関
係者ノ氏名住所及ヒ請求ノ次第及ヒ判決其他
之ヲ下シタル時日トヨ簡短ニ記載スヘキモノ
トス(巡回裁判所規則第百八十八条ヲ参照スヘ
シ)
凡ソ上訴人ハ下等裁判所ニ於テ未タ曾テ申立
テサルノミナラス未タ証明セサル事ト虽モ之
ヲ申立ツルトヲ得ルハ上訴裁判所海上裁判法
ニ於テ明許スル所ナリ然レモ之ヲ申立ルニハ
自ラ制限ヲ設ケ即チ別段ノ訴訟ト为ルヘキ事
件ハ上訴裁判所ニ於テ申立ルトヲ得サルモノ
トス若シ之ヲ許スルハ蓋シ上訴裁判所ニ対シ

司法省

始審裁判権ヲ附典スルノ方法ト为レハナリ
○上訴ヲ提起スルノ方法ヲ分テ三種トス即チ
左ノ如シ

第一 下等裁判所ノ處分ノ再審ヲ仰ク所ノ
上訴此場合ニ於テハ下等裁判所ト同一ノ
弁論書及ヒ証拠書類ニ依テ其事件ノ再審
ヲ为スヘキモノトス

第二 当初上訴裁判所ニ差出シタル下等裁
判所ノ口供及ヒ其他ノ証拠書類ニ依テ再
審スヘキ上訴

第三 訴訟書類ヲ悉皆改正スヘキ上訴此場
合ニ於テハ新規ニ弁論書或ハ証拠書類ヲ
差出シ而シテ下等裁判所ニ於テ未タ曾テ審

問セサル所、諸件ヲ審理スヘキモノトス
○凡ソ上訴裁判所、裁判法ハ前上ニ記列シタ
ル上訴ノ種類ニ依テ其式ヲ異ニスルコト猶ホ下
等裁判所ニ於テ數多ノ訴訟ヲ處理スル所ト異
ナラサルナリ但シ上訴ハ通常第一或ハ第二種
ニ止リ第三ノ上訴ハ實際頗ル稀有ナリトス
故ニ上訴人ハ其上訴状ヲ以テ上訴裁判所ニ於
テ履行スヘキ法式中己レノ欲スル所ヲ明記シ
而ソ其法式ニ依テ其上訴ノ裁判ヲ受クヘキモ
ノトス

此上訴状ハ關係者本人或ハ其代言人ニ於テ記
名シ而ソ之ヲ上訴期限内ニ郡裁判所ニ差出シ
且ツ之レト同時ニ下等裁判所ニ於テ其上訴状

司法省

ノ謄本ヲ被上訴人ノ代言人ニ對シ送達シタル
ノ誓書一通ヲ差出スヘキモノトス(巡回裁判所
規則第百十九条及ヒ第百二十条及ヒ附録上訴
状書式ノ部ヲ参照スヘシ)
以上記載スル所ノ外上訴ヲ完了スルノ處分ヲ
行フヲ要セス

又上訴ニ於テハ答弁書ヲ要セス或ハ弁論ヲ行
ハシメサルノミナラズ巡回裁判所ニ被上訴人
ヲ召喚スヘキ令状ノ発行ヲモ亦要セサルモノ
トス

然レモ上訴人ハ上訴ヲ為シタルヨリ二十日以
内ニ遲滞ナク即チ上訴ヲ為シタル後初メテ閑
クヘキ巡回裁判所開廷ノ第一日ヲ以テ緊要書

類ヲ差出サ、ルヘカラス但シ判事ニ於テ更ニ
延期ヲ與ヘタルキハ格別ナリトス(巡回裁判所
規則第百十八條及ヒ第百二十四條及ヒ第百二
十七條ヲ参照スヘシ)

郡裁判所書記ニ於テ訴訟書類ヲ全備ナラシメ
タル後四日以内ニ上訴人ハ之ヲ巡回裁判所ニ
回送セシメサルヘカラス此時ヲ以テ即チ其上
訴ヲ受理シタルモノト省做サルヘシ

若シ上訴人此ノ如ク書類ヲ回送セシメサルキ
ハ其上訴ハ受理シタルモノトセシテ即チ棄
却セラレ此旨ヲ下等裁判所ニ通知シ而シ其裁
判所ヲシテ前判決ヲ執行セシムヘシ(巡回裁判
所規則第百二十四條及ヒ第百二十五條ヲ参照
スヘシ)

司法省

巡回裁判所ニ於テ既ニ上訴ヲ受理シタル上ハ
其事件ハ郡裁判所ニ留ムルヲナリ且ツ郡裁判
所ハ其事件ニ就キ諸般ノ命令ヲ發スルヲ得
サルモノトス

若シ上訴ヲ以テ新規ニ并明スルヲ欲セス或
ハ前ト異ナル請求ヲ起サス或ハ新ナル事實ノ
判決ヲ求メサルキハ保証書及ヒ裁判所ニ於テ
領置シタル金額ニ関スル書記ノ計簿書ト俱ニ
弁論書記批書類及ヒ判決書ヲ保ヒテ巡回裁判
所ニ進呈セサルヘカラス但シ如何ナル場合ト
虽モ原被ニ於テ定認シ或ハ郡裁判所判事ニ於
テ決定シ而シ該裁判所ノ慣例ニ從ヒ領收シタ

ル事実上ノ弁明書ハ上訴裁判所ニ於テ証拠ノ
カヲ興フルニ頗ル重要ナルモノトス
若シ又新ナル事実ノ判決ヲ求メタルハ保証
書及ヒ裁判所ニ於テ領置シタル金額ニ関スル
書記ノ計簿書及ヒ証書類口供及ヒ上訴状ト俱
ニ弁論書ヲモ提出セサルヘカラス
若シ又新ナル弁論書ヲ差出シ而シテ新ナル請求
ヲ起サント欲スルハ上訴状ニ令状ノ謄本書
記ノ計簿書及ヒ証人口供証拠書類及ヒ保証書
ヲ添ヘサルヘカラス(巡回裁判所規則第百二十
一条第百二十二条及ヒ第百二十三条ト猶ホ巡
回裁判所規則ヲ改正廢止シタル海上裁判所規
則第五十三条ヲ参照スヘシ)

司法省

下等裁判所ヨリ上訴裁判所ヘ送ルヘキ報告書
又ハ記録ハアポストルスト称スルナリ
九リ郡裁判所ヨリ巡回裁判所ニ起シタル上訴
ヲ巡回裁判所ニ於テ受理シタルハ其事件ヲ
郡裁判所ニ留ムルヲ得サルモノトス
巡回裁判所ハ其上訴ニ就キ命令ヲ發シ而シテ郡
裁判所ノ紹介ヲ要セス直ニ執行スルヲ得
ヘシ
之ニ及ヒ巡回裁判所ノ判決ニ對シ更ニ最上裁
判所ニ上訴シタルハ巡回裁判所ハ自己ノ命
令ヲ執行スルヲ得ス此場合ニ當テハ最上裁
判所ノ許可ヲ受ケテ之ヲ執行スヘキモノトス
故ニ若シ訴訟物件ノ存スルハ獨リ巡回裁判

所ノミナラス最上裁判所ノ處分ヲ施スニ便利ナル為メ之ヲ巡回裁判所ニ引渡スヲ以テ正当ノ順序トス
故ニ若シマルシヤルニ於テ船舶或ハ其他ノ物件ヲ管守シタルキハ郡裁判所ノ命令ニ換ヘ更ニ巡回裁判所ヨリ正当ノ命令ヲ受ケテ之ヲ保護スヘキモノトス

若シ又郡裁判所ニ於テ金額ヲ領置シタルキハ其金額ハ巡回裁判所ニ送致シ而シテ其命令ニ從ヒ更ニ之ヲ保全スヘキモノトス
又郡裁判所ニ於テ領收シタル保証書ノ如キモ亦之ヲ巡回裁判所ニ送付セサルヘカラス
以上記載スル所ノ外巡回裁判所ニ於テ履行ス

司法省

ヘキ手續ナキヲ以テ此等ノ處分ヲ終リタル上ハ該裁判所ハ其事件ヲ判決シ而シテ之ヲ執行スヘキノ権力アリトス

又各關係者及ヒ保証人ハ郡裁判所ニ於ケルト等ク巡回裁判所ニ於テモ亦判決ヲ遵奉スヘキ義務アリ而シテ其判決ハ人及ヒ物件ニ對シ直接ニ其効ヲ及ボスモノトス

巡回裁判所ハ若シ止ムヲ得サルキハマルダミエス^{令狀}名狀ヲ發シテ郡裁判所書記ヲシテ必要ナル報告ヲ為サシムル^トアルヘシ(巡回裁判所規則第百二十九条ヲ参照スヘシ)

(附言) 何人ヲ問ハス最終ノ判決ヲ受ケタル後上訴セント決心セシ上ハ既定ノ期限内

ニ郡裁判所ノ書記及ヒ相手方代理人ニ
對シ上訴通知狀ヲ送ルヘシ
然ル後上訴ニ係ル保証書ヲ差出シ而シテ
注意シテ上訴狀ヲ記シ其謄本ヲ相手方
代理人ニ送達シ其原本ト其謄本送達ノ
誓書トヲ郡裁判所書記局ニ差出スヘシ
此ノ如キ處分ヲ了シタル上ハ緊要書類
ヲ巡回裁判所ニ回送スヘキトヨ請求ス
ヘシ

然ル上ハ相当ノ期限内ニ現ニ其書類ヲ
巡回裁判所ニ送付シ該裁判所ニ於テ之
ヲ受領シタルヤ否ヲ調査スヘシ
又物件金額及ヒ保証書ノ如キモ既ニ巡
回裁判所ニ回送セラレタルヤ否ヲ調査
スヘシ

司法省

○郡裁判所ノ判決書ハ該裁判所ニ於テ其變更
アルマテ保存シ訴訟關係者ノ權利ノ証トシテ
各關係者ニ於テ遵守スヘキモノトス而シテ上訴
ノ判決ニ至ルマテハ前判決ハ依然トシテ其執
行ヲ中止セララルヘシ
夫レ海上事件ニ就テ上訴アリタルハ下等裁
判所ノ判決ヲ總テ停止シ而シテ時機ニ依リ其
判決法律ニ背キタルハ下等裁判所ニ於テ下
シタル判決ノ効力ヲ全ク消滅セシムルコトアル
ヘシ
然レモ海上法ノ原則トスル所ハ仮令ヒ下等裁

判所ノ判決如何ナル結果ニ歸スルモ上訴裁判
所ニ於テハ恰モ未タ其判決ヲ經サル場合ト同
一ノ方法ヲ以テ現ニ其上訴ヲ起シタル時ニ於
テ実施セラレタル法律ニ從ヒ之ヲ審問判決ス
ヘキモノトス即チ之ヲ詳言スレハ仮令ヒ下等
裁判所ニ於テ其判決ヲ誤ルモ又ハ現行ノ法律
ニ依テ該裁判所ノ判決ヲ保存シ或ハ改良スル
ニ拘ハラス上訴裁判所ニ於テハ其判決ヲ下サ
サルヘカラス

○前上ノ如ク上訴アリタルハ自ラ下等裁判
所ノ判決ヲ停止シ而シテ其執行ヲ拒ムヘシト雖
モ上訴ノ後郡裁判所ニ於テ相当ノ處分ヲ尽シ
タル上ハ巡回裁判所ハ關係者ニ通知シ而シテ其

司法省

審問ヲ遂ケタル上郡裁判所ニ對シテ判決停止
状ヲ發行スヘシ(一千八百八十九年ノ司法條例
第十三節及ヒ巡回裁判所規則第百二十六条及
ヒ第百二十八条ヲ参照スヘシ)
允ソ郡裁判所ニ於テ法律上附與セサル海上事
件ヲ裁判セントスルハ被告人ニ於テ其裁判
ヲ中止スル為メ故ラニ遲緩且ツ費用ヲ要スル
上訴ノ手續ヲ尽スヲ要セス然レモ此場合ニ於
テハ合衆國最上裁判所ニ於テ其禁令状ヲ發ス
ルノ權アルモノトス(巡回裁判所規則第百二十
六条及ヒ第百二十八条及ヒ一千七百八十九年
ノ法律第十三節ヲ参照スヘシ)

允ソ上訴ノ手續ヲ了シ而ノ緊要ノ昏類ヲ巡回
裁判所ニ回送シタル上ハ上訴代理人ハ被上訴
代言人ニ對シ其回送アリタル旨ヲ報知セサル
可カラス

此時ニ當リ被上訴代理人ハ遲滞ナク即チ右回
送ノ通知ヲ受ケタル後開クヘキ裁判所宛廷ノ
第二日マテニ巡回裁判所ニ於テ出廷ノ登記ヲ
受ケサル可カラス

若シ之ヲ受ケサルハ上訴人ノミ其事件ノ審
理ヲ受ルコトヲ得可シ

所謂出廷ノ登記ハ被上訴代理人ニ於テ巡回裁
判所ノ昏記ニ對シ被上訴人ニ代テ出頭シ而シ
其出廷ノ登記ヲ得ント欲スル旨ノ通知昏ヲ差

司法省

出シタル上ニテ初メテ生スルモノトス(巡回裁
判所規則第百二十六条及々第百二十八条及々
一千七百八十九年ノ法律第十三節ヲ参照スヘ
シ)

若シ新ナル昏論ヲ求メタル上訴ナルハ原告
人ハ巡回裁判所ニ於テ定メタル期限内ニ新ナ
ル訴状ヲ差出シ而シ相手方ニ於テハ恰モ郡裁
判始審ノ場合ト同一ノ方法ニ從テ之ヲ答弁シ
或ハ懈怠ノ判決ヲ受ケ及々其他ノ処分ヲ受ク
ルコトアルヘシ

此場合ニ於テハ郡裁判所ニ於テ領收シタル証
人申立昏及々質問答弁昏及々其他ノ口供ヲ巡
回裁判所ニ於テモ亦適用スヘキモノトス

然レモ郡裁判所ノ公廷ニ於テ口述シタル証拠
層類ハ巡回裁判所ニ於テ之ヲ証拠ニ供セサル
モノトス但シ慣例法ニ係ル訴訟上陪審吟味ニ
於ケルト同一ノ方法ヲ以テ録取シタルモノト
認ムヘキモノハ格別ナリトス
此他証拠ニ供スルモノハ即テ巡回裁判所ニ於
テ選任シタル委員ノ面前ニ於テ相手方ニ通知
ノ上録取シタル証人申立層是ナリ但シ裁判所
又ハ判事ノ一名訴訟関係者ノ請求ニ係リ令状
ヲ發シテ質問層ヲ以テ証人ノ申立ヲ為サシメ
タル中ハ格別ナリトス(一千八百六十八年十一
月十七日頒布巡回裁判所規則第百二十三条第
百三十一条第百三十二条及シ海上裁判所規則

司法省

第百五十一条及シ第百五十一条ヲ参照スヘシ)
○巡回裁判所ニ於テ上訴ヲ受理シタル中ハ總
テ新ニ審問ヲ為スト同一ニ之ヲ処分スヘキモ
ノトス
又該裁判所ニ於テハ郡裁判所ト等ク原被両造
ヲ訴訟関係者トシ而テ審問ノ通知及シ召喚ヲ
為スヘキモノトス
又原告人ハ下等裁判所ト同一ノ方法ヲ以テ其
訴訟ノ手續ヲ了セサルヘカラス
上訴ハ實ニ再審ニ過キサルカ故ニ郡裁判所ノ
判決ニ関シテ定メタル規則ハ總テ巡回裁判所
ニ於テモ同一ノ効力ヲ有スルモノトス
又上訴ノ場合ト雖モ判決執行ノ為メ十日ノ猶

豫ヲ与フルハ即チ裁判所一定ノ規則トスル所
ナリ(巡回裁判所規則第百三十三条及ヒ第百三
十四条ヲ参照スヘシ)

○凡ソ裁判所ノ唇記ハ上訴ノ場合ニ於テ上訴
裁判所ニ回送スヘキ証人ノ口供ヲ録取スルノ
任アルト蓋シ海上裁判法ニ定ムル所ナリ然レ
モ此法則タル大ニ事務ノ延滞ト費用ヲ生ズル
モノナルカ故ニ新約克南部地方ニ於テハ唇記
ヲシテ之ヲ録取セシメス判事直チニ録取スル
ヲ常トシ而テ唇記ヲシテ口供ヲ録取スル任ヲ
免レシメタリ

故ニ諛地方ニ在テハ唇記ニ於テ口供ヲ録取ス
ルトナリシテ常ニ郡裁判所ノ判事ノ筆記ヲ以
司法省

テ唇記ノ録取マシモノト同視シ而テ之ヲ証拠
トシテ朗読スヘキモノトシ且ツ各関係者ハ同
一又ハ他ノ証人ヲシテ更ニ証拠ヲ陳述セシム
ルト隨意ナリトス

今ヤ上訴ノ場合ニ当リ下等裁判所ニ於テ録取
シタル口供ハ上訴代言人ヨリ被上訴代言人ニ
送達シ若シ其代言人ニ於テ其口供上改正ヲ要
スル中ハ判事之ヲ許否シ而テ其口供完全ニ呈
リタル上之ヲ郡裁判所ニ呈マシメ諛裁判所ヨ
リ更ニ巡回裁判所ニ証拠トシテ回送スルモノ
トセハ一層完全ノ法タルヘシ

以上論スル所ノモトハ即チ巡回裁判所ノ口供
唇類ニ関スル手續ナリトス然レモ最上裁判所

ニ於テモ此法ヲ適用スルヤ否ヤニ至ラハ頗ル
疑フ容ル、所ナリ(巡回裁判所規則第百三十五
条ヲ参照スヘシ)

若シ又上訴裁判所ニ於テ郡裁判所ノ判決ト同
一ノ判決ヲ下スヘキハ巡回裁判所ハ相当ノ
情願ニ依リ其上訴ヲ受理シタル後何時ヲ問ハ
ス通知法ヲ行ヒタル上郡裁判所ノ判決ヲシテ
効アラシムルキ命令ヲ下スヘシ

此場合ニ当リ裁判ノ執行延滞スルハ関係者
ノ保証金ヲ以テ其損害ヲ償フニ足ラサルノ恐
レアル時宜ニ依リ直テニ其判決ヲ執行スヘキ
命令ヲ發スルヲ得ルヘシ但シ更ニ保証金ヲ差
出シタルハ格別ナリトス(巡回裁判所規則第
百三十三条ヲ参照スヘシ)

司法省

若シ巡回裁判所判決ニ對シ上訴ヲ為シタルハ
其判決ヲ言渡シタルヨリ十日ヲ經過スルニ
アラサレハ其最終ノ判決ヲ執行スヘカラサル
モノトス故ニ上訴人其執行ノ中止ヲ欲スルハ
十日以内ニ其上訴狀ヲ差出スヘキ手續ニ着
手セサルヘカラス(巡回裁判所規則第百三十四
条ヲ参照スヘシ)

巡回裁判所ノ判決ニ對シ上訴ヲ為シタルハ
上訴人ハ四日以内或ハ裁判所ノ允許シタル期
限内ニ口供肩類ヲ相手方ニ送達スヘシ
此時ニ當リ其相手方ノ者ハ仍ホ四日以内ニ其
口供ノ改正ヲ申立ラ或ハ之ヲ認可スヘシ若シ

之ヲ認可セサルハ更ニ四日以内ニ上訴代言人ヨリ其旨ヲ審理担任ノ
判事ニ申立テ而シテ其判決ヲ請フヘシ此場合ニ於テ判事之ヲ判定シ
タル中ハ昏記其旨ヲ淨写シ証拠昏類ト併セラテ判
決ヲ下スノ証拠ニ供セラルヘシ
此ノ如ク口供ノ判定アリタル上ハ巡回裁判所
ノ処分ヲ中止スルノ効ヲ生スルモ、トス(巡回
裁判所規則才百三十五条ヲ参照スヘシ)
○凡ソ最上裁判所ニ於テ上訴ヲ審問判決シタル上ハ巡
回裁判所ニ對シテ令狀ヲ發シ其判決ヲ登記執行セ
シムルモノトス
巡回裁判所ニ在テハ其正当ノ判決ヲ登記シ而
シテ恰モ該裁判所ニ於テ前キニ下シタル判決ト
等ク之ヲ執行スヘキモノトス

司法省

郡裁判所ノ判決ヲ執行スルニ就キ定メタル規
則ハ巡回裁判所ニ於テモ適用スルヲ以テ其執
行ノ法式ハ總テ同一ナリトス

第三十八章

合衆国最上裁判所ノ事

○海上事件ニ就キ該裁判所ノ権限及ハ慣例
合ハ固ヨリ必カラスト、虽モ實際ニ於テハ頗ル
稀有ナルトナリ蓋シ従前此ノ如キ事件ヲ最上
裁判所ニ於テ裁判スルハ曾テナキトナリシト、虽
モ将来ニ在テハ屢々此場合ヲ見ルニ至ルヘシ
最上裁判所ニ於テ此等ノ事件ヲ受理シタル中
ハ巡回裁判所及ヒ郡裁判所ニ於テ現ニ実施ス
ル所ノ訴訟手續ヲ適用スヘキモノトス、但シ最

上裁判所ノ規則ヲ以テ特別ニ訴訟手續ヲ定メ
タルハ格別ナリトス

海上諸般ノ訴訟及ビ戦利及ビ戦利ニ係ルサル
事件ニ就キ巡回裁判所或ハ巡回裁判所タルハ

キ郡裁判所ニ於テ下シタル最終ノ判決ニ對ス
ル上訴ハ争訟金額(費用ヲ除キ)二千弗以上ノ場

合ニ限ルヘシ(一千八百〇三年三月三日ノ法律ヲ參
照スヘシ)

争訟金額及ビ最終判決ノ義解ハ既ニ前ニ論述
シタリ而シテ最上裁判所ニ於テモ亦之ヲ遵守ス

ヘキヲ以テ後々茲ニ之ヲ贅セマス
巡回裁判所ノ判決ヲ下シ而シテ之ヲ登記シタル

上ハ五年以内何時ヲ問ハス其判決ニ對シ上訴
司法省

スルコトヲ得ヘシ然レニ敗訴者ニ於テ其判決ノ
執行ヲ停止セント欲スルハ裁判所ノ規則ヲ

以テ定メタル期限或ハ裁判所ニ於テ認可シタ
ル期限内ニ上訴ヲ為シ而シテ其上訴状ノ謄本ヲ

相手方ニ送達セサルヘカラス但シ此場合ニ於
テ尽スヘキ手續ハ左ノ如シ

第一 上訴状ヲ差出スヘシ

第二 保証書ヲ差出スヘシ

第三 召喚

第四 肩類回送

第五 費用ニ係ル保証書ヲ差出スヘシ

○上訴状ノ事

○凡ソ上訴状ハ巡回裁判所訴訟ノ名義ヲ用ヒ

而ノ上訴人或ハ其代言人ニ記名セサルヘカ
ラズ但シ巡回裁判所ノ処分ヲ簡畧ニ記載シ而
シテ之ヲ巡回裁判所存記ニ差出スヘキモノトス
上訴状ノ謄本ハ前判決ヲ整頓シタル後十日以
内ニ(日曜日ヲ除ク)相手方ニ送達スヘシ然ル片
ハ其判決ノ執行ヲ中止スルノ効ヲ生スルモノ
トス
又上訴ヲ為スニ当テハ別ニ其認可ヲ得ルヲ要
セズ(一千七百八十九年ノ法律ヲ二十三節ヲ參
照スヘシ)

○保証ノ事

○判事召喚状ニ記名スル已前先ツ其上訴人ヲ
シテ其上訴ノ申立ヲ為サレシモノ而シテ若シ其弁論
司 法 省

手續ヲ履行スルヲ怠リタルハ諸般ノ損害
及ヒ費用ヲ担当スヘキノ保証ヲ差出サシメサ
ルヘカラス

若シ処分ノ中止ヲ求メサル場合ニ係ルハ判
事ニ於テ若シ被上訴人其訴訟ニ勝テタルハ
上訴人ヲシテ諸般ノ費用ヲ償ハシムルニ足ル
ヘシト思料スル所ノ金額ヲ保証金トシテ差出
サシムヘシ(一千七百九十四年十二月十二日ノ
法律ヲ一節及ヒテ二十二節及ヒ最上裁判所規
則ヲ三十二條ヲ参照スヘシ)
若シ執行ノ中止ヲ求ムル上訴ナルハ上訴裁
判所ノ判決ニ依テ負擔スヘキ負債、損害賠償及
ヒ費用ノ金額ヲ償フニ足ルヘキ金額ヲ保証金

トシテ差出サ、ルハカラス(最上裁判所規則才
三十二条ヲ參照スヘシ)
前上ノ保証金ノ過不足ヲ認定シ而シテ其証書面
ニ認可ノ旨ヲ記載スルハ即チ判事ノ任トス
所謂保証書ハ刑事上証書ノ形式ニ從ヒ若シ違
背スルキハ下等裁判所ニ於テ求メタル金額(費
用及ヒ損害賠償共)ノ二倍ヲ罰金トシテ納付セ
シムヘシ(最上裁判所規則才三十二条ヲ參照ス
ヘシ)

前上ノ保証書ハ巡回裁判所ニ差出サシメ而シ
テ該裁判所ニ於テ之ヲ保存スヘキモノトス何ト
ナルハ最上裁判所ニ在リハ自己ノ判決ヲ執行
スルモノニアラス巡回裁判所ニ命ジテ之ヲ執行
セシムルモノナレハナリ

司法省

若シ五年以内ニ上訴ヲ起スハ其期限ヲ經過
シタル後法律ニ定メタル保証金ヲ差出サシムヘ
キモノトス

○召喚状ノ事

○召喚状ハ判決ヲ下シタル巡回裁判所ノ判事
或ハ最上裁判所ノ判事之ニ記名シ而シテ少クモ
三十日以前之ヲ相手方ニ送達スヘキモノトス
相手方ニ於テ前上ノ通知ヲ受ケタル上ハ三十
日以内ニ其審問ヲ受ルヲ拒ムノ効アラシムル
モノトス

召喚状ハ判事之ニ記名シ而シテ其謄本ヲ親ク送
達セサルヘカラス

○ 昏類回送ノ事

○ 報告昏ニハ最上裁判所ニ於テ全体ノ審問ヲ
遂ルニ必要ナル諸般ノ事物ヲ記載スヘキモノ
トス

又審問ハ報告昏ニ記載シタル諸般ノ記録即チ
郡裁判所ヨリ巡回裁判所ニ回送シ或ハ巡回裁
判所ニ於テ新ニ領収シタル諸般ノ証拠昏類口
供及ヒ其他一切ノ昏類ハ無論上訴状召喚状及
ヒ之ヲ送達シタル証昏等悉皆全備シタル上ニ
アラサレハ之ヲ完カサルモノトス但シ此昏類
中ニハ下等裁判所ニ於テ録取シタル口供ニ付
スル異議申立昏ヲモ含蓄スヘキモノトス但シ
其申立昏ハ下等裁判所ニ於テ受理シ而シテ其裁

司法省

判記録中ニ掲ケタル場合及ヒ特別ニ原被ニ於
テ認可シタルモノト看做サルヘキ場合ハ格別
ナリトス(最上裁判所規則第十三章ヲ参照スヘ
シ)

○ 費用ニ関スル証昏ノ事

○ 最上裁判所ニ於テ昏類ノ送達ヲ受ケタル上
ハ上訴人ニ於テ裁判費用ヲ担当シ且ツ違背ス
ルヤハ二百弗ノ罰金ヲ納付スヘキ旨ヲ記シタ
ル充分ノ保証昏ヲ昏記ニ差出シ或ハ此金額ヲ
銀行ニ預ケ銀行ノ切手ヲ差出スヘシ
此規則ハ頗ル嚴密ニ実施スヘキモノトスルカ
故ニ苟モ保証ヲ与ヘサル以上ハ訴訟簿冊ニ登
記セサルモノトス而シテ之ヲ差出シタル日ヲ以

ラ其事件ヲ簿冊ニ登記スヘキモノトス
此ノ如キ保証ヲ典ヘシムル所以ノモ、ハ他ナ
シ代理人及、関係者本人動モスレハ胥記局ヲ
設置シタル地方ヲ去ルコアルヲ以テ胥記ハ其
謝金ノ外胥類筆記、為メ莫大ノ費用ヲ償ハシ
ムルノ道ヲ失フコアルハナリ是レ蓋シ胥類ヲ
印刷シ而シ其謄本ヲ関係者及、裁判所ニ交付
スルハ胥記ノ任トスレハナリ(最上裁判所規則
中十條ヲ参照スヘシ)
○上訴ノ報知アリタル上ハ各関係者ニ於テ本
人自身又ハ代理人ヲ以テ速ニ出廷ノ登記ヲ受
クヘキモノトス

司法省

令ニ訴訟簿冊ニ依リ石喚ノ順来ルモ其事件ハ
上訴人ノ費用ヲ以テ棄却セラルヘシ(最上裁判
所規則中十八條及、中三十一條ヲ参照スヘシ)
左ニ掲ル所ノモ、ハ出廷登記ヲ受クヘキ為メ
胥記ニ出スヘキ通知胥ノ式トス

合衆国最上裁判所

漁船「ウゼルセー」号請求人

上訴人

イサークニウトン

被上訴人

ジョンエツチ、ステツビンス

此訴訟ニ就キ被上訴人ノ為メ出廷ノ登記
アラントヲ請フ

一千八百四十九年十二月三日

被上訴代理人

イー、レトベ子ダクト

昏記

ウヰリヤム、チー、アロル貴下

○若シ前判決上訴ヲ受理シタル裁判所廷ヨリ三十日以前ニ係ルハ上訴人ハ華聖頓所在ノ裁判所昏記ニ其昏類ヲ差出し而シ其廷ヨリ六日以内ニ其訴訟事件ノ登記ヲ受クヘシ若シ又前判決右廷ヨリ三十日以内ニ係ルハ上訴人ハ裁判所廷ヨリ三十日以内ニ訴訟簿冊ニ登記ヲ受ケ而シ其昏類ヲ昏記ニ差出サ、ルヘカラス

若シ上訴人ニ於テ此等ノ手續ヲ尽サ、ルハ被上訴人ニ於テ同上ノ手續ヲ尽シ而シ其事件ノ年論ヲ求メ或ハ其上訴ヲ棄却セシムルヲ得ヘ

司法省

上訴ヲ棄却シタル上ハ上訴人ニ於テ更ニ登記ヲ受ルヲ得ス但シ裁判所ノ許可ヲ受ケタルハ格別ナリトス

又上訴ノ登記ヲ受ケ而シ其昏類ノ謄本ヲ既定ノ期限内ニ上訴人ヨリ裁判所ノ昏記ニ差出し或ハ被上訴人ヨリ廷中何時ヲ向ハス之ヲ差出しタルハ其上訴ハ其廷期限内ニ審理セラルヘシ(最上裁判所規則九条ヲ参照スヘシ)○凡ソ昏類ノ改正増補ニ就テハ頗ル寛裕ノ規則ヲ定メタリト雖モ改正昏類ヲ以テ新ナル事件ヲ訴ヘ或ハ新ナル請求ヲ起スヲ許サス但シ裁判上止ムヲ得ス新ナル請求ヲ許シ或ハ年論昏ノ更改ヲ要スルハ裁判所ニ於テハ更ニ

其事件ヲ巡回裁判所ニ訴ヘシメ以テ其必要ナル処分ヲ行ハシムヘキモノトス

○上訴未決中一方ノ者死去シタルハ其公正ノ代人代テ其訴訟ニ参シ而シテ其実係者ト为リ其訴訟ヲ中止スルヲナリ其判決ヲ受ルヲ得ヘシ

若シ又代人参セサルハ他ノ一方ノ者ハ其裁判記録面ニ死去ノ記入ヲ請求シ而シテ其後十日以内ニ実係者タルヘキ処分ヲ尽サ、ルハ若シ被上訴人ナルハ其上訴ヲ棄却シ又上訴人ナルハ審問ヲ受ルヘキ旨ノ請求ヲ为シ其許可ヲ受ルヲ得ヘシ

司法省

延期限ヨリ少クモ六十日以前ニ華聖頓ニ於テ刊行ノ法律新聞ヲ以テ其旨ヲ公告セサルヘカラス

関係者ノ死亡ヲ記録面ニ登記シ而シテ其死者ノ代人次面ノ裁判完廷ノ日ヨリ十日ヲ以テ出廷セス而シテ相手方ニ於テモ相当ノ期限内ニ代人ノ出廷ヲ促スヘキ処分ヲ尽サ、ルハ其上訴ハ茲ニ消滅スルモノトス(最上裁判所規則ヲ十五條ヲ参照スヘシ)

○上訴審問ノ事

○凡ソ訴訟簿冊ニ事件ノ登記ヲ受ケタル上其事件ノ審問ヲ開クニ當テハ別ニ関係者ヨリ実係者ニ通知スルノ法ヲ用フルヲ要セス且ツ簿

冊ニ登記シタル上ハ其判決ニ至ルマテ依然保
存スヘキモノトス

訴訟簿冊ニ登記スルヲ要セサル特別ノ歎願ヲ
起スヘキハ其通知昏ト其歎願昏ノ謄本トヲ
相手方ニ送達スヘキモノトス但シ其通知ハ相
手方ヲシテ其歎願ノ次ヲ了知セシムル為ノ
相当ノ時間内ニ冥係者ノ居所ニ送達スヘキモ
ノトス

○若シ上訴ノ不正ナル場合即チ上訴金額ニ適
セス或ハ管轄違ナルハ或ハ上訴ヲ審理スヘキ
理由ナキ場合ニ於テハ訴訟簿冊ノ順序ニ依リ
召喚アルヲ待タス其上訴ヲ棄却スヘキ特別ノ
歎願ヲ為スヲ法トス

司法省

若シ又全ク過誤ニ因テ上訴ヲ棄却シタルハ
其棄却ヲ取消シ或ハ五年内ニ更ニ上訴スルコ
ト得ヘシ

○歎願ノ事

○裁判所ハ(特別事件ノ外)土曜日ヲ以テ審問ヲ
開クコトヲ得ス但シ此日ハ他ノ事務ヲ調理スヘ
キ定日トス

又未タ訴訟ノ審問ヲ始メサル以前ニ在テハ毎
週金曜日ヲ以テ特別歎願ヲ為スヘキ定日トス

○弁論ノ事

○裁判所開廷ヨリ廿二日ヲ以テ裁判所ハ訴訟
簿冊ノ順序ニ從ヒ審問ヲ開キ尔未土曜日ヲ除
キ毎日順次判決ヲ行フモノトス但シ毎日十件

ヲ限リ召喚シ而シテ各関係者準備ヲ整ヘタルキ
ハ直チニ其審問ヲ開クヘキモノトス
若シ各関係者ニ於テ準備未タ整ハサルキハ其
順序ヲ轉シテ最後ノ位地ニ廻スヘシ但シ其整
ハサル正当ノ理由ヲ裁判所ニ証明シタルキハ
格別ナリトス
又特別ノ事情アルニアラサレハ審問ノ場所ヲ
移シ或ハ時日ヲ變更スルヲ得サルモノトス
又簿冊ノ順序ニ從ヒ召喚ヲ受ケタル者順序ノ
變更ニ因リ再度召喚ヲ受クヘキ者遂ニ開廷期
限間ニ其召喚ノ順序ニ違セサルハ其事件ヲ
次回ノ裁判定期ニ移スヘキモノトス(最上裁判
所規則カ二十六条及ヒカ三十条ヲ参照スヘシ)

司法省

上訴二期ニ跨リ而シテ二期ニ於テ召喚ヲ受ケ
タル際各関係者弁論ノ準備未タ整ハサルキハ
原告人ノ費用ヲ以テ其上訴ヲ棄却スヘシ但シ
更ニ延期ヲ与フヘキ充分ノ事由ヲ証明シタル
キハ格別ナリトス(最上裁判所規則カ十九条ヲ
参照スヘシ)

裁判所ニ於テハ訴訟関係者ヨリ其訴訟ノ弁論
及ヒ事實及ヒ証拠其他上訴ヲ維持スヘキ事柄
ノ要領ヲ記載シタル印刷層ヲ差出シタル上ニ
アラサレハ其上訴ヲ審問セサルモノトス但シ
上訴ノ事柄ニ関セサル簿冊等ハ弁論層ニ掲ルヲ
要セス
此ノ如キ層類ヲ差出スコトヲ怠リタル各人ハ其

審問ヲ受クルコトヲ得スト。虽其他ノ関係者ハ独
リ其審理ヲ受ルコトヲ得ヘシ。(最上裁判所規則才
二十一条ヲ参照スヘシ)
訴訟関係者ハ各々二名ノ代言人ヲ用ヒテ年論
ヲ為スコトヲ得ヘシ。但シ年論ヲ開ク已前裁判所
ヨリ特別ノ允可ヲ得タル場合ニアラサレハ二
時間以上年論スルコトヲ許サス。(参照前ニ同シ)
新ナル証人ヲ提出スヘキ允可ヲ得而シ其申立
屑ヲ必要トスル場合ニ於テハ原被ノ承諾アル
時ノ外仮ニ其申立ヲ録取スルコトヲ得。但シ諛
申立屑ハ一方ノ関係者ヨリ提出シタル質問屑
ニ依リ最上裁判所或ハ巡回裁判所ヨリ發シタ
ル令状ニ從テ之ヲ録取スヘキモノトス

司法省

前上ノ令状ヲ發スヘキハ豫メ質問屑ノ謄本
ヲ相手方ニ送達シ而シテ二十日以内ニ其答年屑
ヲ差出スヘキ旨ヲ通知シタルヤ否ヲ調査セサ
ルヘカラス。(最上裁判所規則才十二条ヲ参照ス
ヘシ)
若シ訴訟屑類ノ原本ヲ見閲スヘキ必要アルハ
巡回裁判所ノ上席判事ハ其見閲ノ為メ之ヲ
最上裁判所ニ回送スヘキ命令ヲ下スコトヲ得ヘ
シ。此場合ニ於テ之ヲ回送シタルハ即チ確証
ニ供スヘキモノトス
凡ソ法律ニ於テ定メタル場合ニ於テ口供ヲ要
スルハ公庭ニ於テ之ヲ録取スヘキモノトス
○原被両造ノ代言人裁判開廷ヨリ六十日以内

印刷年論ヲ差出スヘキ請願ヲ爲シタルハ
裁判所ハ訴訟簿冊ニ記載シタル層類ノ負教如
何ニ拘ハラヌ之ヲ領收スヘシ但シ此場合ニ於
テハ最上裁判所ノ代言人ノ記名シタル年論層
二十通ヲ先ツ差出スヘキモノトシ而テ其十通
ハ裁判所ニ通ハ申報者三通ハ層記ニ於テ保存
シ残余ハ總テ代言人ノ用ニ供スヘキモノトス
原被一方又ハ兩造ヨリ印刷年論層ヲ差出シタ
ルハ恰モ代言人ヲ以テ出廷セシメタル場合
ト同一ノ処分ニ属スヘキモノトス

然レモ訴訟簿冊ノ順序ニ從ヒ審問ヲ開キ而テ
一方ノ關係者ノ利益ト爲ルヘキ年論ヲ爲シタ
ルハ前上所謂印刷年論層ヲ領收スルヲ得

司法省

サルモノトス但シ其年論ヲ始ムル已前ニ之ヲ
差出シ而テ其年論層ニ依テ判決スヘキハ格
別ナリトス(最上裁判所規則第二十条ヲ参照ス
ヘシ)
前上ノ如ク印刷年論層ヲ領收シタルハ仮令
其年論層ハ口授年論ノ如ク充分尽シタルモ
ノナルヤ否ヲ判別セサル場合トモモ訴訟簿冊
ノ順序ニ拘ハラヌ之ヲ領收シタルモノトシテ
其処分ヲ受ルノ權ヲ生スルモノトス

○判決ノ事

○前判ヲ確認シタルハ被上訴人ハ其費用ヲ
求ムルノ權アリ但シ裁判所ニ於テ別段ノ命令
ヲ下シタルハ格別ナリトス

又裁判所ニ於テ被上訴人附加ノ損害賠償ヲ求ムヘキモノト認メタルハ下等裁判所ニ於テ判決シタル損害賠償ノ外更ニ損害ヲ求ムルヲ得ヘシ(最上裁判所規則第二十四條ヲ参照スヘシ)

又管轄違ノ場合ヲ除クノ外上訴ヲ棄却セシ場合ニ在テハ被上訴人ニ於テ其費用ヲ求ムルノ権アリトス(最上裁判所規則第二十四條ヲ参照スヘシ)

又管轄違ノ場合ヲ除クノ外前判ヲ改正シタルキハ上訴人其費用ヲ求ムルノ権アリ但シ裁判所ヨ於テ別段ノ命令ヲ下シタルハ格別ナリトス(参照前ニ同シ)

司法省

裁判費用ハ合衆国ニ對シ求ムルヲ得サルモノトス

允ソ裁判費用及ヒ代言人ノ謝金ハ普通ノ制限ニ從ヒ裁判所ノ意見ヲ以テ之ヲ定ムヘキモノトスレモ上訴裁判所ニ於テハ下等裁判所ノ定メタル費用ヲ左右スルヲ得サルハ通則トスル所ナリ

裁判所ハ常ニ下等裁判所ノ判決ヲ確認シ或ハ廢棄スルヲ稀レナリト雖モ之ヲ改正シ或ハ下等裁判所於テ下シタル判決ト同一ノ判決ヲ新ニ下スヲアルヘシ

上訴裁判所ニ於テ下等裁判所ト同一ノ見解ヲ抱クハ即チ下等裁判所ノ判決ヲ確認スヘキ

モノトス
上訴裁判所ニ於テ下等裁判所ト同一ノ見解ヲ
抱クハ即チ下等裁判所ノ判決ヲ確認スヘキ
モノトス

上訴裁判所ニ於テ判決ヲ下シタル中(棄却ノ場
合ヲモ含蓄ス)ハ肩記下等裁判所ニ付シ令状ヲ
發シ而シ最上裁判所ノ処分ノ如何ヲ通知スヘ
シ但シ其令状中ニハ費用ノ額ヲ記載シ且ツ其
費用表ヲ附添スヘシ

下等裁判所ニ於テハ前上ノ令状領收シ而シ其
判決ヲ執行スヘシ(最上裁判所規則第二十四条
ヲ参照スヘシ)

司法省

若シ又下等裁判所ニ於テ前上ノ令状ヲ執行ス
ルニ當リ失誤ヲ生シタル中ハ其失誤ヲ糾正ス
ヘキ上訴ヲ為スヲ得ヘシ此場合ニ當テハ最
上裁判所ニ於テ其令状ヲ執行スヘシ
此ノ如キ上訴アリタル中ハ裁判所ニ於テハ其
令状ニ実スル事件ノ外更ニ他ノ事件ヲ判決ス
ルヲナカルヘシ

十五年八月廿七日訖成

北村信義譯

米國海上法

附錄諸骨式、部为一

司法省

○第百十三 蒸氣挽船ノ契約ニ就キ汽船

ノ所有者ヨリ運河船ニ係ル

物權ノ訴狀

新約克南部地方ニ設置シタル合衆国郡裁

判所判事ガミエールアルハツツ貴下ニ呈

ス

汽船ノタモラト號スル米国船舶ノ所有者タ

ルワウベンヌミス及々コレモンエツケスミ

ス即チ該船舶ノ船長ヨリ現ニ此地方ニ繫泊

スルアルノツトト号スル運河船及々其船具

什器及々法律上之ニ関係アル各人ニ對シ海

上民事ニ属スル契約ニ関スル訴訟ヲ起ス

左ノ如シ

中一条 右原告人ハ現ニ米国船ノタモラ

号ノ所有者ナリ又該運河船ノ船主及々

船長ノ一人タルベヌトノ依頼ニ依リ該

蒸氣ヲ以テ右運河船ヲアルバニヨリ

新約克港ニ挽込ミタリ是レ實ニ一千八

百四十六年十一月九日ヨリ同月十一日

マテノ間ナリ而シテ該原告人ハ右運河船

ヲ挽込ム為メ二十弗ノ金額ヲ受取ルハ

キ約定ヲ右船長バストト結ヒタリ

右運河船ハ現今新約克ノ南部地方ニ繫

泊セリ而シテ原告人ニ於テ右二十弗ノ金

額ヲ求メタルニ右船長ハ之ヲ償却スル

ヲ拒メリ

司法省

沖二条前上記列スル所ノ事件ハ総テ正実
ニシテ且ツ此訴訟ハ合衆国ノ海上裁判
権ニ属スヘキモノニテ即チ貴廳ノ管轄
ニ歸スルモノナリ

故ニ原告人ハ貴廳ノ法則ニ従ヒ海上裁判ニ
関スル法律ニ定メタル式ニ適ヒタル令状ヲ
該船舶船具イテ番ニ對シテ発行シ而シ之ニ戻
係アル者ヲシテ出頭セシメ以上記列シタル
事件ヲ悉ク弁明セシメ然ル上貴廳ニ於テ右
金額ト費用トヲ係セラ償却スヘキ判決ヲ下
シ而シ之ヲ償却スヘキ為メ該運河船ヲ公賣
セシメ且ツ此他法律及ヒ条理上原告人ノ受
ケ得ヘキ保護ヲ與ヘラレンコトヲ希望スルモノナリ

司 法 省

ローエツチスミス
アル スミス

一千八百四十九年十一月十一日余ノ面
前ニ於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆国委員

ジョーゲ、ダブローウ、モルトン

原告代言人

ウヰリヤム、マーハスケット

代唇人

アル、スコット

○第百十四 埠頭税及ヒ倉敷料取立、為
ノ埠頭及倉庫ノ所有者ヨリ
船長ニ對スル人権ノ訴状

新約克南部地方ニ設置シタル合衆国郡裁判所判事カミユールアルバツツ貴下

新約克府居住ノ商人ダニエルジョーンズヨリ英国ブリストル居住アジャックス号船長アサホウアイトニ對シ海上民事ニ屬スル契約ニ関スル訴訟ヲ起スル左ノ如シ

第一条 原告人ハ新約克府埠頭ノ所有者ニシテ該埠頭ニ繫泊スル諸船ヨリ埠頭税ヲ徴收スヘキ権ヲ有セリ

然ルニ去ル十一月十日右アサホウアイトハ原告人所属ノ埠頭ニ右アジャックス号ヲ繫キ而シテ爾來九十日ノ間該所ニ留泊セリ故ニ原告人ハ一百八十二弗ノ

司法省

金額ヲ受取ルヘキ権アリト虽モ右船長ハ之ヲ償却スヘキヲ拒メリ

第二条 原告人ハ猶ホ新約克府内ニ設立シタル倉庫ノ所有者ナリ而シテ該船長ハ通常倉庫料ノ割合ヲ以テ該船舶修繕中該船ノ帆及ヒ綱具ヲ該倉庫ニ預ケタリ依テ原告人ハ二十一弗ノ金額ヲ右庫敷料トシテ受取ルヘキ権アリト虽モ該船長ハ之ヲ償却スルヲ拒メリ

第三条 上記列シタル事件ハ總テ正實ニシテ合衆国海上裁判権内ニ屬シ而シテ貴廳ノ管轄ニ歸スルモノナリ故ニ原告人ハ当裁判所ノ法則ニ從ヒ海上裁

判ニ突スル法律ニ定メタル式ニ適セタル差
押状ヲ右船長「アサホウアイト」ニ付シ発行シ
而シ同氏ヲシテ宣誓ノ上以上記列シタル事
件ヲ答弁セシメ然ル上貴廳ニ於テ右埠頭税
及シ倉敷料合計二百三十弗ノ金額及シ訴訟
費用共併セラ原告人ニ償却スヘキ判決ヲ下
シ且ツ此他法律及シ茶理上原告人ノ受ケ得
ヘキ保護ヲ与ヘラレシトテ希望スルモノナリ

ダニールジョーンス

一千八百四十年三月一日余ノ目前ニ於
テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆国委員

ジョーゲ、ダブリーウ、モルトン

司法省

代言人 何ノ誰

代唇人 何ノ誰

○第百十五 契約ノ違背ニ就キ船客ヨリ

船舶及シ船主ニ係ル訴状

新約克南部地方ニ設置シタル合衆国郡裁
判所判事「サミュール」ルベツツ貴下ニ呈
ス

エロン、シー、ガリユサ「トヨ」リ「ボ」シ「フ」キツク
号及シ其船具什器及シ詎船舶ノ船長兼共
有主タル「エ」ツ「ケ」ゼ「ー」「ケ」ツ「ベ」ツ「ツ」及シ共有
主タル「ブ」レ「デ」リ「ツ」ク「ダ」リ「ツ」フ「キ」ン「グ」及シ

該船舶船具及々什番ニ對シテ關係アル各人ニ係リ海上民事ニ屬スル契約ニ関スル訴訟ヲ起スル左ノ如シ

才一 該船舶ハ以下記載シタル如ク屢々本港ニ来リ而シテ將ニケルポホルンヨリカリホルニアツ周航セントシラ現ニ本港ニ繫留セリ
又右エツケベリ、ケツベツツ及々ブレダリツク、グリツフキツンクハ該船舶船具及々什番ノ所有主ニシテ將ニ該船ニ乗込ニ該航海ヲ果サント欲セリ而シテ現ニ右エツケベリ、ケツベツツハ該船舶ノ船長タリ

司法省

又該船主及々船長ハ右航海ニ就キ該船舶ノ船客ヲ募ルヘキ為メ其代理人トシテシヨセフ、キツサムヲ雇入レ而シテ同氏ヲシテ該船舶ニ関スル此他ノ事務ヲモ取扱ハシメタリ

才二条 原告人及々其他ノ者該船舶ノカリホルニアツ向ケ出帆セントスルノ告知ヲ目撃シ右船舶ニ乗込ニ該地ニ赴カント欲セシメテ以テ原告人及々其他ノ者ハ自身又ハ代人ヲ以テ該船舶ノ規則及々都合ト本港ヲ出帆スヘキ期日ヲ通知セシメ右シヨセフ、キツサムニ請ヒタルニ同氏ハ現ニ該船舶ノ代理人タルヲ以テ

原告人即其代人ニ對シ該船ハ頗ル良船ニシ
テ且ツ速カニ亦駛快ナリ殊ニ船室ノ如キハ起
居ノ便空氣ノ流通宜シキヲ得ルカ故ニ船客ニ
於テハ頗ル便利ナルヘシ是レ該船主ニ於テ客室
ハ五十ヶ所ニ限り之ヲ超過セシメサルモノ
ト定メタルカ故ナリ此ノ如キ理由アルヲ
以テ通常ノ船賃ハ船客一人ニ付二百五十
ナレモ今回ノ航海ニ就テハ三百弗ヲ要ス
可キ旨ヲ通知セリ

司法省

於是原告人即其代理人ハ氏名ヲ錄取
セシメ前上ノ期約ニ依テ該船ニ乗込ムヘ
キヲ約セリ
然ルニ此時右キツサムハ原告人即其
代理人ヲ再呼シ且ツ曰クモルガ社ト
稱スル一群ニ於テ既ニ二十六室ヲ石メ
二十六人ノ船客申込ミアリタル謂ナリ
シ猶ホ追々殘室ノ申込モ夥多ナルヲ以
テ若シ果シテ原告人及其友人ニ於テ
航海ヤント欲セハ須ク延滞ナク其船室
ヲ石ムヘシト

第三條

原告人即其代理人ハ右船舶代
理人ニ面會シタル後該船ヲ検査シ該船
ノ船長兼共有者タルヲツベツツニ出會
シ同氏ト俱ニ該船ニ到リ於是該船長
兼共有者ハ原告人即其代理人ニ該船
ノ甲板ト甲板トノ間ニアル場所即テ通

常ノ客室及ヒ別室ヲ示シタリ此船室ハ
即チ各々二名ノ船客ヲ入ルニ足り而シテ
現ニ掃除最中ナリキ是レ元来該船ハ人
ヲ乗載スヘキ船舶ナルヲ以テ許多ノ小
室ヲ備ヘタルカ故ナリ
此時該船長兼共有者ハ原告即チ其代理
人ニ向キ元来船室ハ五十名ノ船客ヲ入
ルニ足レリト雖モ未タ船客ノ數之ニ
滿タサル旨ヲ告ケ且ツ該原告即チ其代
理人ニ右通常客室タルヘキ場所及ヒ其
廣狹及ヒ空氣ノ流通起居ノ便利ニ供ス
ル為ノ遺スヘキ場所トヲ示セリ
且同時ニ右通常室ハ別室ト等シク該船

司法省

ノ西側ニ併列シ而シテ室内各少クモ方六
フ井トトノ幅員アルノミナラス光線及
ヒ空氣ノ流通共ニ宜シキヲ得而シテ室ト
室トノ中間ニハ空氣流通及ヒ運動ノ用
ニ供スル為メ適宜ノ空地ヲ遺スヘキ旨
ヲ語レリ

又同氏ハ原告即チ其代理人ニ向キ下等
室ト上等室トノ境界ヲ設クヘキ方法ト
場所トヲ示シ且ツ曰ク上等室ニハ僅カ
ニ五十名ノ船客ヲ限リ而シテ此船室ハ各
室殆ト其構造ヲ等クセリト雖モ其位地
ニ依テハ自ラ幸不幸アルヲ免レス是レ
蓋シ船客ヲシテ聊カ先選ノ權ヲ有セン

ハルモノナリ又該船ノ船長及ヒ所有者
ハ決シテ船客ノ不便利ヲ謀ラヌ且ツ該
船ハ一千八百四十九年一月五日ヲ以テ
出帆スヘキ預定ニシテ船客ノ申入レモ
亦追々増加スルカ故ニ原告人ニ於テハ
須ク速ニ其航行ノ否ヤヲ決定スヘシト
第四條 前上ノ談話ニ依リ該船代理人ノ
前語ニ就キ疑惑ヲ容レタリト雖モ原告
人ハ遂ニ三百弗ヲ以テ該船ノ船客タル
ヘキ約ヲ結ビタリ然ルニ此時原告人ニ
對シ曰ク習慣ニ從ヒ其航海ヲ託スル為
メ右船賃ヲ直チニ拂入ルヘシ既ニ他ノ
船客数名モ亦拂入レタリト

司 法 省

原告人即チ其代理人ハ其後即チ本年一
月二日ヲ以テ上等船室料ノ前金トシテ
三百弗ノ金額ヲ右船主即チ其代理人ニ
拂渡シタリ

第五條 原告人ハ元來本州ロツクホルト
ノ住民ナルヲ以テ前上ノ約定ヲ結フヤ
航海ノ行装ヲ整ヘ之カ為メ莫大ノ費用
ヲ抛ケタリ而シテ行装整フルヤ直チニ該
航出帆ノ期ヲ以テ本府ニ来リタルニ豈
因ニ該船ノ出帆ヲ遅延シ之カ為メ時日
ノ損失ハ無論此他不便費用及ヒ損害ヲ
受ルニ至レリ
又原告人ハ當港ニ到着セシ上ニテ初メ

テ前キニ諛船主ニ於テ原告人ト結締シ
タル約定ノ諸件ヲ違背シタルノミナラ
ス前キニ原告人ニ語リタル事ハ皆ナ詐
偽ニシテ全ク原告人及ヒ他ノ者ヲシテ
前上ノ如キ高金ヲ拂入レシムルノ奸策
ニ出タルヲ確認セリト虽モ如何ンモ
之ヲ回復スルノ途ヲ得サリキ依テ原告
人及ヒ他ノ者ハ大ニ之ヲ憂ヒ直チニ前
言ノ違背ト前約ヲ履行セサル所以ヲ詰
問セリ

然ルニ諛船主前上ノ船舶中甲板ノ間ニ
於テ一室ヲ設ケテ之ヲ原告人ノ用ニ充
テタリ然レモ此室タル前キニ原告人ニ

司法省

示シタル室ト大ニ其趣ヲ異ニシ而メ船
内中央ノ地即チ空地ヲ遺スヘキ所ニ設
ケタルカ故ニ独リ空氣ノ流通ヲ妨クル
ノミナラス全ク之ヲ閉鎖シ以テ健康ヲ
害スルニ至レリ是レ諛船ニ於テノ上等
船客七十二名ヲ搭載スヘキ約定ヲ爲シ
以テ將ニ諛船ニ乗込ニ航海セントスル
原告人ノ不便及ヒ安全ヲ害スルモノト
云フヘシ
故ニ諛船客或ハ既ニ船賃ヲ拂入レシ者
或ハ三百弗ヲ以テ船室ヲ購ハント約セ
シ者等ハ更ニ二百七十五弗ヲ以テ諛船
ノ船客タルヘキノ承諾ヲ得タリ是レ必

竟前上ノ事情ニ因リ該船室ヲ充塞スル
ノミナラス前キニ原告人即チ其代理人
ト結締シタル約定ニ違背セシ結果ナリ
然ルニ該船舶ニ於テハ猶ホ夥シク貨物
ヲ積込ミタルヲ以テ船客ハ益々不便ヲ
極ムルニ至レリ

第六條 原告人即チ其代理人及ビ自余ノ
船客数名ノ者ハ前上ノ事由ヲ示シ全ク
前言前約ト背馳シタル罪ヲ鳴ラシテ既
ニ拂入レタル船賃ノ償還ヲ求メタルニ
船主ニ於テハ之ヲ償還スルヲ拒メリ
此ノ如キ狀況ナルカ故ニ原告人ハ該船
ニ乗込ミ航海スルヲ欲セヌ殊ニ原告

司法省

人ニ於テハ既ニ船賃ノ外一千井ニ至ル
一キ損害ヲ被レリト信セリ

第七條 上記列スル所ノ事件ハ總テ正
實ニシテ合衆国海上裁判権ニ屬シ即チ
貴廳ノ管轄ニ歸スルモノナリ

故ニ原告人ハ当裁判所ノ法則ニ從ヒ海上裁
判ニ違ヒタル令狀ヲ該船舶船具及ヒ什器ニ對
シ發行シ而シテ右エツケザリテツベツツ及ヒ
アレデリツク、グリツフ、ギツン、グ及ヒ該船ノ
所有權及ヒ利益ニ就テ請求權アル各人ヲシ
テ出廷セシメ以上記列シタル諸件ヲ宣誓ノ
上答弁セシメ然ル後裁判所ハ該船賃及ヒ利
足費用共併ヒテ原告人一ハ償還シ且ツ法律及

と茶理上原告人ノ受ケ得ヘキ此他ノ保護ヲ
与ヘ加之原告人ノ請求ヲ償ハシムル為メ諛
船舶船具及ヒ什器ヲ公賣スヘキノ判決ヲ与
ヘラレシコヲ希望スルモノナリ

イー、シー、ガリユサー

何年何月何日余ノ面前ニ於テ之ヲ誓言
スルモノナリ

合衆国委員

何ノ誰

代言人

イー、エツケラーウエン

代唇人

エフ、ビー、カウチング

司法省

○第百十六 既約ノ給与ヲ欠キタルニ就
キ船客ヨリ船舶ニ係ル物権
ノ訴状

新約克南部地方ニ設置シタル合衆国郡裁
判所判事サミエールアルベツツ貴下ニ呈ス
前キニトローマスジョーレンス船長タル英国リ
ウアプーニル所屬アベルフライルト号スル船
船ノ船客タル新約克府居住ヤーートル、メドナ
ルド及ヒ其妻アリシア、メドナルド及ヒ其子
ニシラニ十一歳以下ノ幼者タル「マルタルメ
ドナルド」ゼー、ムス、メドナルド「アリシア、メド
ナルド」マルガレット、メドナルド及ヒ「カテラ
インメドナルド」ヨリ諛船舶船具及ヒ什器及

之ニ関係アル各人ニ對シ海上民事ニ屬スル損害ニ関スル訴訟ヲ起スヲ左ノ如シ

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

ハトーマスジョーンズ其船長ト為リ現

司法省

約克ニ至ルハキ航海中右アヘルフライ

ルト称スル船舶内ニ於テ下等室一ヶ所

ヲ給シ而シテ丁年者一名ニ付立方十尺以

下ノ貨物ヲ携帶スルヲ許シ且ツ該航

海中丁年者一名ニ付毎日三ツウアト

ルロシノ四ツハ一カノ飲水及ヒ原告人

中丁年者ト同視スヘキ者一名ニ付航海

中一週間毎ニ麵包ビスコイト麵粉燕麥

ノ粉或ハ米七ポウンズ或ハ之ト同量ナ

ル芋五ポウンズ以テ他ノ品料ノ一

ポウンズニ比スヲ給与ス但前上ノ量目

ノ半ハビスコイトヲ以テ給與シ而シテ一

週間二回以上ニ分テ之ヲ交付スヘキモ

ノトシ且ツ十四年以下一年以上ノ幼者
ハ二名ヲ以テ丁年者一名ト比算スヘシ
又原告人ハ一年以上十四年以下タルア
ーレンノドナルド「クアノドナルドアリ
シアノドナルド「ブルガレットノドナル
ド及「カテラインノドナルド「除クノ
外総テ成法上ノ丁年ナルコトヲ完陳セリ
沖二条 該航海ハ去ル十二月二十六日ヲ
以テ始メ而シテ現ニ該船ノ繫泊スル新約
克港ニ到着スルマテ殆ント六十九日ノ
日子ヲ費シタリ

該船舶ノ大洋ニ出ルヤ幾許モナク右ト
ーマスジヨーンズ或ハ同氏ノ代理人ハ
司法省

右原告人及「其家族ニ對シ前ニ契約シ
タル如ク水及「其他ノ物件ヲ給与スル
コトヲ拒絶セリ故ニ右原告及「其家族ハ
該航海中大ニ饑渴ノ難ヲ蒙リ之カ为メ原告及「其
家族ハ頗ル健康及「便利ヲ害セラレタリ依テ原告
人ハ其損害賠償ノ为メ五百弗ヲ請求セリ

第三條 以上記列スル所ノ諸件ハ總テ正
實ニシテ合衆國海上裁判權ニ屬シ即チ
貴廳ノ管轄ニ屬スルモノナリ

故ニ原告人ハ当裁判所ノ法則ニ從ヒ海上裁
判ニ關スル法律ノ式ニ適シタル令状ヲ該船
船舶具及「什器ニ對シ發行シ而シテ之ニ關係
アル者ヲシテ出廷ヤシメ前上記列シタル諸

件ヲ答弁セシメタル上貴廳ニ於テ前上記載
シタル損害金額及ヒ費用共併セラ償却スヘ
キ判決ト之ヲ償却スヘキ爲メ該船舶ヲ公賣
セシメ加之法律及ヒ条理上原告人ノ受ケ得
ヘキ此他ノ保護ヲ与ヘラレンコトヲ希望スル
モノナリ

ペートルマドナルド

一千八百四十七年四月一日余ノ面前
ニ於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆国委員

ジョーゲダブリーウ、モルトン

原告代言人

ウヰリヤム、エム、アルレン

司法省

代唇人

コレーゲブレツセル

○第百十七 不敬及ヒ猥褻ノ所爲ニ就キ
婦人、船客ヨリ船長ニ對ス
ル人権、訴狀

新約克南部地方ニ設置シタル合衆国郡裁
判所判事ガミエールアルベツツ貴下ニ呈
ス

現今或ハ以前新約克府居住何ノ誰船長トシ
テ築込ミタル船舶何号ノ船客タリシ新約克
府居住某女ヨリ右船長何ノ誰ニ對スル海上
民事ニ屬スル損害賠償ノ訴訟ヲ起スル左ノ
如シ

カ一条 一千八百四十八年九月四日原告
人ハ大不列顛合流王国リウアプール港
ニ在リ而シテ重米利加合衆国ニ渡航セシ
ト欲シ當時該港ニ碇泊シタル米国郵船
何々号ヲ指揮スル何ノ誰ニ對シ新約克
港マテ該船ノ客タラントヲ請ヒ遂ニ之
ヲ約シテ即チ同氏及ヒ其子ノ為メ上等
船價三十一磅十シルリングノ高額ヲ拂
渡セリ

カ二条 前上ノ航海ヲ約スル時ニ當リ右
船長何ノ誰ハ原告人ニ對シ己レハ既ニ
結婚ノ男ニシテ其生見モ亦此航海ニ同
伴ヤント欲セシ旨ヲ語レリ故ニ原告人

司法省

ハ諸事同氏ノ懇切ナル保護ヲ受ケ且ツ
其特別ナル命令ニ從フヘキ旨ヲ約セリ
カ三条 然ルニ該船ハ九月十七日ヲ以テ
リウアプール港ヲ出帆シ同月九日ノ朝
原告人ハ曾テ己レニ給セラレタル客室
内ニ寢臥セシ折柄其客室ノ鑰鎖ヲキニ
乘シ該船長何ノ誰ハ突然室内ニ入り未
リ睡眠中ノ原告人ヲ叫醒シ而シテ原告人
ニ向ヒ不敬且ツ猥褻ノ舉動ヲ示シタル
カ故ニ原告人ハ右船長何ノ誰ヲ其室内
ヨリ退ケントシタルニ同氏原告人ヲ脅
シテ曰ク若シ今余ノ行フタル舉動ヲ他
ノ船客ニ洩スニ於テハ余ハ汝ヲ淫婦ナ

リト揚言スヘシト此他同氏ハ原告人ニ
對シ不敬且ツ粗暴ナル言語ヲ吐ケリ
原告人ハ此事ノ起リタル後凡三時ヲ徑
テ右被告人ニ對シ客室ニ屬スル鎖鑰ヲ
得ント求メタリ然ルニ被告人ハ遂ニ之
ヲ肯セサリキ

才四條 前上ノ事件ノ生シタル後數日ノ
間ハ斷ヘス右何ノ誰ハ原告人ノ居室ニ
來リ或ハ原告人ノ睡眠ヲ叫醒シ或ハ原
告人ノ身体ニ對シ暴行ヲ加ヘ且ツ不敬
猥褻ノ所為ヲ施シ加之其身体ニ觸ル等
救度ニ及フヲ以テ原告人ハ同氏ヲ追ヒ
其目前及ヒ室内ヲ去ラシメ而テ同氏ノ

司法省

原告人ニ對スル舉動ヲ他ノ船客ニ洩ス
ヘキ旨ヲ告ケタリ

然ルニ其後幾許モナク他ノ船客ノ聞ク
所ト為リタルヲ以テ同氏ハ原告人ヲシ
テ常ニ其室内ニ止メ其所ヲ離レシメサ
ル旨ヲ申渡シ若シ亦此所ヲ離レントス
ルキハ原告人ヲ下等船室ニ移スヘシト
言ヘリ

故ニ原告人ハ二週間時間右船長何ノ誰ノ
命ニ依テ原告人ニ給与シタル食料ヲ受
ケテ全ク其船室ニ鎖閉セラレタリ而テ
右船長ハ諛航海中他ノ船客ニ對シ詐偽
惡意ヲ以テ原告人ヲ讒誣セリ

第五條 原告人ハ右船長何ノ誰ヨリ閉鎖
セラレ且ツ同氏ノ所為ニ因リ大ニ健康
ヲ害スルノミナラス身体思想ヲ疾苦セ
シノウレタル為メ新約克府ニ帰着シタ
ル後救日ノ間ハ全ク疾病者ト異ナラサ
リシカ故ニ其賠償トシテ三千五百弗ノ
金額ヲ請求セリ

第六條 上記列シタル事件ハ總テ正実
ニシテ合衆国海上裁判權ニ屬シ即チ貴
廳ノ管轄ニ歸スルモノナリ

故ニ原告人ハ当裁判所ノ法則ニ從ヒ海上裁
判ニ突スル法律ノ式ニ適シタル差押状ヲ右
船長何ノ誰ニ發行シ而シテ同氏ヲシテ前上記

司法省

列シタル諸件ヲ宣誓答年セシメ然ル上貴廳
ニ於テ前記ノ金額及ヒ費用トヲ併セテ償却
スヘキ判決ヲ下シ且ツ法律及ヒ条理上原告
人ノ受ケ得ヘキ其他ノ保護ヲ与ヘラレシ
ヲ希望スルモノナリ

何ノ誰

一千八百四十九年七月三日余ノ面前
ニ於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆国委員

ジョーゲ、ダブリウ、モルトン

原告代官人

トーマス、ダブリウ、スミス

代官人

ダブリウ、キウ、モルトン

○中百十八 共改共謝ニ就キ船負ヨリ船長
及ビ船負ニ対スル人推ノ訴状

新約克南部地方ニ設置シタル合衆国郡裁
判所判事ヤミユールアルベツツ貴下ニ呈

ス

グ井ークスヲシラ船長トシ及ビホウ井ツト
ルセーヲシラ水夫長タクシノタルロウブル
号兼組船負チヤールレス、グレーマンヨリ右船
長及ビ水夫ニ対シ海上民事ニ属スル身体損
傷ノ訴訟ヲ起スヲ左ノ如シ

中一条 一千八百四十八年三月中原告人

ハ新約克ヨリロツドルダムニ到リ同所

司法省

ヨリ及ビ新約克ニ帰航スル船舶ルウバ
ル号ニ兼組ミタリ

然ルニ航海中即チ三月二十五日原告人
ハ庖人ノ疾病ニ因リ元来其職務外ニ属
スルヲナシモ庖人ニ代テ庖厨ノ事ヲ取
リタル為ノ通常ノ時間ヨリ長ク甲板上
ニ止マリタルヲ以テ下室ノ看守時間中
自己ノ室内ニ在テ休息セル折柄水夫ノ
己ヲ呼ンテ甲板上ニ来レト叫フ声ヲ聞
クヤ否ヤ直チニ起テ室内ヲ出ラントセ
シニ右水夫ハ疾ク水支室ニ下リ来リ突
然原告人ノ咽喉ヲ掴ミ床下ニ引倒シテ
リ殊ニ此時該船長モ亦鏡ヲ以テ蔽フヲ

ル棒ヲ携ハ此所ニ下リ来リ之ヲ以テ原告人ヲ改キセシトセシカ故ニ原告人ハ此ノ如キ危険ナル兇器ヲ以テ己レヲ改キセシトスルヲ避ケン為メ船長ノ手下ニ適レテ急キ甲板上ニ到レリ然ルニ右船長水夫共ニ追ヒ来リテ看臺ノ近傍ニ到テントスル際右船長ハ再ヒ鍔棒ヲ以テ己レヲ改キセシトセリ此時原告人ハ如何シモ此危急ヲ遁ルハ、ノ道ナキカ故ニ赤手ヲ以テ之ヲ防カント力ノタリ之カ為メ原告人ハ右鍔棒ノ改打ヲ受ケ手背ニ創傷ヲ被ハリ今猶ホ其痕跡ヲ遺セ

司法省

又右水夫ノ余ヲ改打シタル状況ハ初メ諛水夫ハ綱具ノ修整ニ従事シアリタリ然ルニ何等ノ原因或ハ怨恨モナリ又毫モ原告人ニ豫報スルコトナリ突然原告人ヲ引倒シ拳ヲ以テ強ク原告人ノ頭及ヒ面ヲ敵ケリ而シテ船長ノ鍔ヲ以テ蔽フタル棒ヲ携ヘ甲板上ヨリ下リ来ルヲ見テ猶ホ原告人ノ頸ヲ掴ニテ離タス彼レ其棒ヲ以テ五六回原告人ノ頭ヲ敵クヲ幫助シタリ此時水夫モ亦拳ヲ以テ数分時間原告人ノ足及ヒ身体ヲ改打セリ此ノ如キ改打ヲ受ケタル為メ原告人ノ

面及、頭ハ甚タシク創傷セラレタルノ
ミナラス其身体ニ於テモ亦毀傷セラレ
タリ故ニ原告人ハ今仍ホ改打ノ結果ヲ
感セリ

故ニ原告人ハ右船長及ヒ水夫ニ對シ五
百弗余ノ賠償ヲ求メタリ

亦ニ条 前上記載シタル改打ノ為メ該船
ノ本港ニ到着スルヤ直チニ新約克州海
上裁判所ニ對シ右ウキクス及ヒホウキ
ツトルセリニ逮捕狀ヲ發セラレシトテ
請ヘリ

然ルニ右兩人ハ該裁判所ノ裁判ヲ免カ
レシ為メ逃亡シ或ハ潜伏シテ遂ニ捕獲

司法省

スルトヲ得サルニ至レリ故ニ原告人ニ
於テハ該裁判所ノ令狀ニ依ルノ外全ク
此請求ヲ達スルノ道ヲ失フタリ

亦ニ条 右被告人ハ本地ニ於テ財產ヲ
所有スルノミナラス新約克州ノ商人イ
、ヂー、ハルバルト商會ヨリ受取ルヘキ
入額アリ

亦ニ条 以上記列シタル事件ハ總テ正實
ニシテ合流国海上裁判權ニ屬シ即チ貴
廳ノ管轄ニ歸スルモノナリ

故ニ原告人ハ当裁判所ノ法則ニ從ヒ海上裁
判ニ関スル法律ニ定メタル式ニ適ヒタル令
狀ヲ右ウキクス及ヒホウキツトルセリニ對

シテ発行シ之ヲシテ出廷セシメ而シテ宣誓ノ
上此訴状ニ記列シタル事件ヲ答弁セシメラ
レシト又若シ右兩人ヲ発見スルコトヲ得サル
キハ其財産ヲ差押ヘ若或ハ其財産モ亦発見
セサルキハ新約克府ノ商人イシ、デー、ハルバ
ルト商會ニ於テ渡スヘキ入額ヲ差押ヘ之ヲ
以テ原告人ノ請求及ビ訴訟費用ニ充テラレ
ンコトヲ請ヒ猶ホ原告人ノ被ムリタル損害及
ビ費用ヲ賠償スヘキノ判決及ビ此他法律及
ビ条理上原告人ノ受ケ得ヘキ保護ヲ与ヘラ
レシコトヲ希望スルモノナリ

チヤーレス、グレーマン

一千八百四十八年七月一日余ノ面前

司法省

ニ於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆国委員

チヤーレス、ダブリン、ニウソン

代言人

ダブリン、アル、ビー、グ

代唇人

イシ、デー、ベ子、ダクト

○カ百十九 衝突ニ関スル物権ノ訴状

新約克南部地方ニ設置シタル合衆国郡裁

判所判事ガミュールアルヘツツ貴下ニ呈

ス

新約克府居住ロベルト、シユイ、ル、及ビ、ゲヨ

ー、ゲ、シ、ユ、イ、ル、ル、ヨ、リ、グ、リ、グ、形、シ、一、号、及、ビ、其

船具什器及之ニ関係アル各人ニ對シ海上
民事ニ属スル衝突ノ訴訟ヲ起ス_レ左ノ如シ
カ一_レ條 原告人ハカ三_レ條ニ記載シタル衝
突ノ以前ヨリコ_レアガラト号スル汽船及
其機関釜船具及之什器ノ所有者タリ
原告人ハ新約克港トコン子クチコツ州
ブリツゲポート港トノ間ノ船客及之貨物
ヲ運送スルヲ為_シ該汽船ヲ使用シ而_シ其目
的ノ為_シ日曜日ヲ除ク_ル外毎日右兩港ノ
間ヲ往復セリ

カ二_レ條 一千八百四十八年一月九日ハ即チ
日曜日ナルヲ以_テ右汽船コ_レアガラト号ハ蒸
氣機関釜船具及之什器ヲ備ヘタル僑航海

司法省

ヲ止メテ休息シ而_シ通常該船ヲ繫留ス
ヘキ權利アル新約克府イ_レストリバー
川コ_レルケツトストリト_レ地ノ下ニアル
埠頭或ハ船渠ノ近傍ニ繫泊シタリ但シ
該汽船ハ此所ニ繫泊スル時間ハ勿論以
下記載シタル如ク航行スル時ニ於テハ
堅固ナル錨ヲ卸シテ船ノ添動ヲ防キ而
ノ乗組人負船具等ノ準備ハ充分ニ整頓
スルノミテラ_レ通常必要ナル士官水夫
ハ該船ヲ離レ_テ又該船乗組ノ船長及
水夫ハ常ニ該船ノ保護及之安全ニ注意
セリ

カ三_レ條 然ルニ同日ノ朝該船ハ即チ前記

ノ如ク安全ニ繫泊シタル折柄右グリグ
形「J」号ハ「ルト」氏其船長ト为リ佛
國ヘ「I」アルヨリ新約克府ニ赴カント欲
シ今方サニ「バットレー」島ト「ゴバノル」島
ヲ經テ「イーストリバー」川ニ入り西南西
ノ強風及ビ満潮ニ乘シ前上ノ船渠ヨリ
大約ソ四五百尺ヲ距テタル所ヲ通航ス
ルノ際突然強大ナル勢力ヲ以テ右汽船
ニ觸レ忽チ右「I」号ノ船体ニ甚ク
シキ損害ヲ与ヘ而シテ多少ノ時間該船ニ
其醜痕ヲ遺セリ故ニ該船ハ右「J」号ノ
船体ヲ旋轉シタル後ニ至リ其船体ヲ洗
淨シタリ

司法省

又四条 右グリグ形「J」号ハ右衝突ノ起
ル以前ト虽モ「I」アルヨリ新約克ニ航
行スルヤハ常ニ「イーストリバー」内ニ繫
泊スルノ目的ヲ以テ水先案内者ヲ用ヒ
スシテ該川ヲ溯レリ
又該船ハ常ニ風力及ビ潮勢ニ藉テハ前
後両播ノ帆ヲ以テ其運動ヲ自在ナラシ
ムルコトヲ得ヘシ
又該船ヲ運轉スル者ノ不適當且ツ不熟
練ナルニ因リ該船ノ馳行ヲ止ムルニ相
當ノ時ニ於テ錨ヲ卸サ、ルノミナラス
該船ノ進行ヲ潮流ニ従ハシメス且ツ該
船ノ速力ヲ緩ノル為メ相當ノ帆ヲ用ヒ

サハ等一モ運轉ノ法ニ適ハサシテ以テ
遂ニ諛船ハ前上ノ如ク浪船ニ觸ルニ
至レリ

カ五条 前上シ号ヲ運轉スル各人ハ彼
ノアルトンストリトノ前面或ハ近
傍ニ於テ一程ノ錨ヲ卸シ以テ聊カ諛船
ノ進航ヲ防キタリト虽ニ遂ニ其効ナク
シテ諛船ハ潮勢ニ乘シテ同所ニ近ツキ
而シテブルウリトノ濱辺ヲ指シテ漂
流セリ

又諛船ニ於テハカニノ錨ヲ卸サス又之
ヲ卸スノ準備ヲ為サ、リシカ故ニカテ
ラインストリトノ前岸ニアル埠頭

司法省

ニ漂着シ即テアガラ号ノ所在ヲ距ル
ト三百尺ノ所ニ到ルマテハ水勢ニ任セ
テ諛船ヲ抛擲セリキ而シテ未ク錨鍵ヲ
投シ尽サス或ハ二錨ヲ卸シテ諛船ノ進
行ヲ止ムルニ至ラズシテ遂ニアガラ
号ニ觸レ強大ノ勢力ヲ以テ諛船ノ右舷
ニシテ船腹ヲ距ルト二十五尺ノ所ヲ衝
キ甲板ノ梁其他救ケ所ヲ破リ之カ為メ
右シ号ニ於テモ其船尾ヲ毀損セリ
又右衝突ノ当時諛船ノ方向ハ水勢ニ任
セテアルウリトノ濱辺ニ面セリ
又前上記載シタル衝突ノ因テ起リタル
所以ハ全ク右シ号乗組ノ船長及ヒ水

夫ノ懈怠不注意且ツ不熟練ニ出ラコエ
ガシ号乗組ノ船長及々水夫ノ過失懈怠
ニ出ラサルナリ

六条 右シ号ハ右衝突ノ已前ヨリ相
当ノ注意觀察ヲ為サスシテ預メ船舶雜
沓ノ港内ニ衝突ノ虞アルヲ觀ミサリキ
又該船ノ船負ハ該船ノ進行ヲ水勢ニ任
スル為メ才一ノ錨ヲ卸シ或ハ才二ノ錨
ヲ卸スノ準備ヲ為シタル後即チ前上記
スル如ク該船ノ衝突スルニ至ルマテ該
船ノ前面ニ立チヨリ故ニ若シ右錨ニ扶
共速ニ水中ニ投シ或ハ相当ノ時間ニ速
カヲ緩ニシ以テ該船ノ馳行ヲ防キ或ハ

司法省

左舷ノ帆索ヲ縮メテ帆架ノ一部ヲ轉シ
タラハ前上ノ如キ衝突ヲ生セスシテ該
船ハ右船渠ヲ離レテ川ノ中央ニ到ル
ヲ得タリシナルヘシ

又「アガラ号ノ船長及々水夫ハ「シ」号
ノ運轉者ノ求メニ依テ將ニ近ツカント
スルヲ防ク為メ必死ニ尽力シ速ニ其船
体ヲ埠頭ノ方ニ背ケシメタルヲ以テ不
虞ノ損害ヲシテ此ノ如ク至大ニ至ラシ
メサルコトヲ得タリ

第七條 右汽船「ニアカラ」號ハ「シ」號ノ衝突ニ過ヒ此ノ如キノ損害ヲ被ケリ其脩繕ノ為メ該船ヲ船渠ニ入ルルニ至レリ而メ該船主ニ於テハ之カ為メ右航海中頗フル有益ナル時間該船ヲ使用スルヲ得サラシメタリ

故ニ原告人ハ右「ニアカラ」號ノ衝突ヲ受ケタル為メ該船ニ代ルヘキ汽船ノ借料及ヒ費用及ヒ「ニアカラ」號ノ脩繕裝飾費及ヒ該船ノ脩繕中該船長及ヒ船員ノ費用等惣計一千弗ノ金額ニ登ルヘキ損害ヲ被ケリタリ是レ必竟右「シ」號ヲ運轉スヘキ者ノ懈怠未熟及ヒ所置ノ宜シキヲ得サルニ出テ毫モ「ニアカラ」號ノ船長及ヒ船員ノ過失懈怠或ハ不正業ニ因ラサルナリ

司法省

第八條 右「ニアカラ」號ニ於テ前上ノ如キ損害ヲ受ケタル以後原告人ハ右「シ」號ノ問屋「シヨニ」イウエル商會ニ照會シ該船ノ所有主ハ即チ該船ノ屬セタルヒードアイラド州ウアルレン府ニ居住シタル者原告人ニ於テ聞知信任シタルカ故ナリ而メ前上記列シタル如ク該船ノ為メ原告人ノ被ケリタル損害ヲ結算セシテ請ヘリ然レモ右商會ニ於テハ右損害ノ全部或ハ一部共ニ該船ノ責メニ

任セサル旨ヲ主張セリ

第九條 右「シ」号ハ現今新約克港即チ此
裁判所ノ管轄地内ニ繫泊セリ

第十條 上記列シタル諸件ハ總テ正実

ニシテ合衆國裁判權ニ屬シ即チ貴廳ノ

管轄ニ歸スルモノナリ

故ニ原告人ハ當裁判所ノ法則ニ從ヒ海上裁

判ニ実スル法律ニ定メタル式ニ適ヒタル令

狀ヲ右船舶船具及ヒ什器ニ對シテ發行シ而

シ之ニ実係アルモノヲシテ出廷セシメ宣誓

ノ上前上記列シタル諸件ヲ答弁セシメ且ツ

貴廳ニ於テ前上ノ損害ヲ償却シ而シ之ヲ償

却スル為メハ右船舶ヲ公賣スルコトヲ得ハ

司法省

キノ判決ヲ下シ加之法律及ヒ條理上原告人

ノ受ケ得ヘキ此他ノ保護ヲ與ヘラレシコトヲ

希望スルモノナリ

ジョーヂ、エ、ル、ジ、エ、イ、ル

一千八百何年何月余ノ面前ニ於テ之ヲ誓

言スルモノナリ

合衆國委員

何ノ誰

原告代官人 アレキサンドルハミルトン

代答人 ダブリュー、キウ、モルトン

○ 第百二十 救助料ニ付船主ニ對スル

人権ノ詐状

新約克南部地方ニ設置シタル合衆國郡裁判所判事「サミユウ」アルバツツ貴下ニ呈ス

「アミエーブル」號ノ船長「ウオリアムペーイトル」及ヒ其他ノ権利者ヨリ「ヘルキウ」號ノ船主「ジョンジョー」ニ對シ海上民事ニ屬スル救助料ニ関スル訴訟ヲ起ス「左ノ如シ

第一條 原告人ハ「アミエーブル」號ノ船長ト為リ新約克港ニ接シタル海上ヲ航海スルノ際一船ノ遭難旗ヲ掲ケ己レニ救ヲ求ムルノ状アルヲ認メタリ是レ「ロシカアイラン」ト號ノ南端ニアル洲沙ニ乘

司法省

上ケタルモノナリ此時該船ノ船長原告人ヲ呼ビ該船ハ新約克ノ「ローハ」號ニシテ數時間該洲ニ乗上ケ風カト潮勢トニ依テ益々該洲上ヲ離ル「トヲ得サラシメ此上ハ他船ノ救助ヲ藉ラサレハ該船ヲシテ海上ニ浮フルノ難キヲ恐ル依テ願ハクハ救助ヲ與ン「トヲ請フノ旨ヲ述ヘタリ

第二條 於是原告人ハ其及フ丈ケ救助ヲ與フル「トヲ承諾シ而シテ其目的ヲ達スル為メ錨ヲ卸シ而シテ一條ノ細索ヲ該船ニ渡シテ之レヲ繫キ原告人及ヒ該船乗組ノ全莫カヲ極メテ該船ノ猶ホ洲上ニ進

シトスルヲ防キ満潮ノ時ヲ待テ漸ヤク
該船ノ救ヒ出シタルヲ以テ該船ニ於テ
ハ毫モ損害ヲ被ムヲサレトテ渴タリ
此時ニ當リ該船長ハ原告人ニ向ヒ今此
処ニ於テ此救助料ヲ拂渡スノ道ナシ殊
ニ本船ハ迅速ノ航行ヲ欲スルモノナル
カ故ニ該船主即テ「ジョシジョー」ニ
送ルヘキ一書ヲ原告人ニ渡シ而シテ該船
主ヲシテ相当ノ救助料ヲ原告人ニ拂渡
サシムヘキ旨ヲ達ヘタリ
於茲該船長ハ原告人ヨリ受ケタル救助
ノ効ニ依リ該船ニ於テハ多少ノ損害ヲ
免レ安全タルヲ得タルヲ以テ原告人ニ

司法省

対シ其救助料ヲ拂渡スヘキ旨ヲ記シタ
ル一書ヲ原告人ニ交付セリ

第三條 故ニ原告人ハ該船ノ航行ヲ許シ
而シテ新約克港ニ到着シタル後該船面ヲ
船主ニ交付シ而シテ原告人及ヒ現ニ危険
ヲ冒シテ該船ノ救助ニ尽力シタル該船
乗組ノ全員及ヒ船主ハ遅延及ヒ異議ナ
ク五百弗ノ金額ヲ受ケントテ申入レタ
リ是レ原告人ニ於テ該船及ヒ積荷ノ損
害無慮三万弗ニ下ラサレ趣ヲ聞知シ五
百弗ノ要償ハ敢テ過當ニアラサレヘシ
ト認メタルヲ以テナリ然レモ該船主ニ
在テハ前上ノ金額ヲ拂渡ストテ拒ミ而

ス

同郡居住海員「ジョー」及び「ス」及び「その他」救助人タル関係者ヨリ「ス」ク「ウ」子「ル」形「ジョ」セヒ「シ」号及ヒ其船具什器ニ係リ海上民事ニ屬スル救助料ノ訖訟ヲ起ス「ト」左ノ如シ

第一条

去ル九月三十日合衆國ノ小軍艦

「ソ」リ「モ」ウ「ス」号充分ノ艦装ヲ整ヘ「允」ノ二

百五十名ノ水兵之ニ衆組ミ「リ」オ「ジ」マ「子」

「ロ」コ「ヨ」リ「ホ」スト「ン」港ニ向ケ航海スル途

中同夜「九」ノ八時乃至九時ノ頃新約克港

ヲ距レ無慮四五百里ノ海上ニ於テ右「ス」

ク「ウ」子「ル」形「ジョ」セヒ「シ」号ノ難破ニ罹ル

ヲ認「ノ」タ「リ」當時該船ハ波浪ニ任セテ漂

司法省

流シ「面」ノ船員モ亦全ク抛擲シテ該船ノ破

壞ヲ待ツノ状アルノミナラス既ニ該船

体ノ一部ハ波浪ノ為メ奪去セラレ「ル」ニ

至レリ

第二条

本艦ニ於テ此難破船アルヲ認メ

タル後直チニ一端船ヲ浮ヘ其水兵ヲシ

テ漂流貨物ヲ拾得ヒレメタリ而シテ非常

ノ尽カ「ク」テ以テ一條ノ細索ヲ該船ニ投シ

テ之ヲ繫キ方向ヲ轉シテ其船体及ヒ貨

物ヲ挽キテ新約克港ニ向ヒ四日ヲ経テ

遂ニ該港ニ到着シ小汽船「ハ」ル「キ」ユ「ー」ル

「ス」号ヲシテ該船ヲ挽カシメ安全ニ該港

埠頭ニ達スル「ト」ヲ得而シテ現ニ同所ニ繫

泊セリ

第三条 該船ハ遭難ノ際現ニ種多ノ貨物ヲ積込ニ而ノリテモインドヨリウヰストイシテリスニ向ケ航行ノ途中ニ於テ此ノ如キ難破ニ罹レリ且ツ本艦ヨリ該船及ヒ貨物ニ対シテ救助ヲ加フルニアラサレハ全ク損壞シテ其跡ヲ遺サリシナルハシ

第四条 原告人ハ右「スクウ子」形ヲ救ヒタル時現ニ本艦ニ乗組ニ而テ該船及ヒ貨物ヲ救助スルニ尽カシタリ

第五条 該船体及ヒ貨物ヲ救助スルニ當リ使役ヲ受ケ且ツ危険ヲ冒シタルノ理

司法省

由ヲ以テ右小軍艦ノ艦長士官及ヒ水兵ハ相當ノ救助料ヲ受ルノ權アルハ至當ナルカ故ニ従前貴廳ニ於テ此ノ如キ救助ヲ加ハタル者ニ対シテ判決セラレタル例ニ從ヒ相當ノ金額及ヒ右救助ニ関スル諸般ノ費用ヲ求メント欲セリ

第六条 以上記列シタル諸件ハ總テ正実ニシテ合衆國海上裁判權ニ屬シ即チ貴廳ノ管轄ニ歸スルモノナリ

故ニ原告人ハ當裁判所ノ法則ニ從ヒ海上裁判ニ関スル法律ヲ以テ定メタル式ニ適シタル令状ヲ右「スクウ子」形及ヒ其船具什器及ヒ該船ニ積込ミタル貨物ニ対シテ發行シ而

メ之ニ関係アル者ヲ召喚シ前上記列シタル
諸件ヲ答弁セシメ然レ上貴廳ニ於テ相当ト
思料スル金額ヲ右救助料トシテ費用ト俱ニ
原告人及ヒ其他ノ救助人ニ償却スヘキ判決
ヲ下シ且ツ法律及ヒ条理上原告人ノ受ケ得
ヘキ此他ノ保護ヲ與ヘラレシコトヲ希望スレ
モノナリ

ジヨースミス

一千八百四十六年十月八日余ノ面前ニ於
テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆國委員

セオードラブリカモルトン

司法省

原告代理人

ハレン

代唇人

ベ子ゲット

○第百二十二 軍時ノ救助ニ就キ船舶及

ヒ貨物ニ対スル訴状(ポール

ス氏海上法ヨリ抄出)

ヤシシルバニア地方ニ設置シタル合衆國
郡裁判所判事「リチャードパートル」貴下
ニ呈ス

現今ヒラデルヒア港ニ碇泊シタル船舶「フェ
ーブル」アノリカニ「ス」ノ代理人タル船長「ジヨ
ン」キリスチアン「ス」及ヒ船員「ジヨンスチ
ー」ノ訴訟ハ左ノ如シ

第一条 一千七百九十八年九月二十二日

亞米利加合衆國ヒラデルヒア港ヲ出帆
シハバナー港ニ向ケ航行ノ途中即チ一
千七百九十八年十月八日午前九時乃至
十時ノ間ニ原告人等ノ思考ニテハ右ハ
バナー港ヲ距ル五六里ノ海上ニ於テ佛
國人ノ所屬ニシテ合衆國人民ノ財産巡
捕ニ使用シタル巡洋船ニシテ「ルウリス
船長トナリテ指揮ヲ主トル」スクウ子
形「テンファレド」ラグラインドレウアン
ス
號ノ為メニ捕獲セラレタリ
前上ノ私船長及ヒ士官ハ「フェールア
リカニ」号ノ昏類ヲ点檢シタル上該船及

司法省

ト積荷ヲ公正ナル戦利ト認メ而シテ原告
人及ヒ庖丁「アシント」フアツチマン
ノ
兩人ヲ該船ニ留メ置キ自余ノ士官及ヒ
水夫ハ悉ク該船ヲ去ラシメ更ニ該「スク
ウ子」形ヨリ戦利船員トシテ白人六名
黒人二名ヲ乗組マシメ而シテ方向ヲ轉シ
テケール「フ」ラシニスニ向ケ航行セシ
メタリ

第二条 同年十月十六日午前九時乃至十
時ノ間右「フェールア」号ハ右佛
國戦利船員及ヒ黒人ノ指揮ニ從ヒ方々
ニ北緯二十八度四十五分西經八十度三
十分ノ海上ヲ通航スルノ際即チ其指揮

ヲ受ケタルヨリ四十八時間ノ後石「フエ
ー」ルアノリカシ号ニ残リタル原告人ハ
庖丁「アント」ニ「フアツ」テマシ「ノ」助ヲ得
テ非常ノ尽カ及ヒ謀畧ヲ施シ且ツ其生
命ヲ抛テ遂ニ其船ヲ回復シ而シテ右佛國
戦利船員及ヒ黑人ノ管理ヲ免カル、
ヲ得タルヲ以テ其方向ヲ轉シテ更ニ合
衆國最近ノ港「タル」ソ「スカ」ロリナ州ノ
「ヤ」ー「レ」スト「ン」港ニ進航シ同年十月二
十六日ヲ以テ安全ニ該港ニ達スルヲ得
タリ

司法省

レ其船体及ヒ積荷ニ至テハ安全ニ其
所有主ニ復歸スルヲ得タリ

第三條

右「フエ」ール「ア」ノリカシ号及ヒ其
船員等ハ前ニ記載シタル港ヲ出帆スル
際ニ當リヒラ「デ」レ「ヒ」アニ於テ三萬八千
弗余ノ額ヲ以テ其保險料ヲ定メタリ而
シテ前上「チ」ヤ「ー」レ「ス」ト「ン」港ニ到着シタル
後ニ至リテハ猶ホ其積荷共合計三萬一
千一弗余ノ價格ヲ有セリ但シ右積荷ノ正
價ハ二萬五千五十一弗余ニ至ルトモ
其積荷ハ悉皆既ニ賣却シタルヲ以テ原
告人ニ於テハ右積荷ニ對シ當裁判所ノ
令狀ヲ發スルノ便益ヲ失フタリ

故ニ原告人ハ当裁判所ノ令状ヲ登シテ現今
ヒラデルヒア居住「ステヘンイー」ダナル」ノ所
有タル「エール」カシ「カシ」ヲ差押ヘタル
上一定ノ判決ヲ下シテ該船ヲ公賣セシメ而
メ前記ノ如キ労カニ報フル為メ合衆國ノ法
律或ハ萬國公法ニ依リ原告人ニ於テ相当ト
思料スヘキ金額ヲ判定シテ之ヲ原告人ニ拂
渡スヘキノ判決ヲ下シ且ツ貴廳ノ令状ヲ以
テ右「エール」アリカシ「カシ」及ヒ其積荷ノ所
有者タル「ステヘンイー」ダナル」及ヒ積荷ノ所
有者タル「ヒラデルヒア」居住「ジョシ」エワル」
ニテ召喚シ而メ貴廳ニ於テ正当ト思料スル
相当ノ救助料ヲ原告人ニ拂渡サシメラレシ
「フ」希望スルモノナリ

司法省

原告代言人

ゼー・イー・セルソン

○第百二十三 戦利ニ係ル船舶及ヒ積荷

ニ対スレ訴状「ボール」氏海

上法ヨリ抄出

新約克地方ニ設置シケル合衆國郡裁判

所判事「ジョシ」スロ「スホーバル」ト貴下ニ呈

本件ハ合衆國軍艦「コン」ステ「エウ」シ「ヨシ」号
ノ指令官「シ」ラス「グ」ル「ボ」ツ「ト」自身及ヒ士官水
兵ニ代リ合衆國ノ為メ「ア」ノ「リ」ア「号」及ヒ其船

具什器及ヒ積荷ニ對シタル訴訟ニ係レリ
右原告人ニ於テ前上ノ者ニ代リ貴廳ニ開陳
スルノ左ノ如シ

第一条 合衆國大統領ノ命令ニ從ヒ原告
人及ヒ士官水兵ハ合衆國軍艦「コンステテ
ユ」シヨシ号ニ乗組ミ海上ニ於テ九ノ
三百七十噸ヲ積ムヘキ「アマノリ」ト稱ス
ル船舶及ヒ其船具大砲及ヒ附屬品其他
有價ノ積荷即チ綿砂糖及ヒ其他ノ貨物
共ニ差押ヘ而シテ之ヲ原告人ノ現ニ滞在
スル新約克ニ引致シタリ

第二条 右「アマノリ」ト稱スル船舶ハ右捕
獲ヲ受ケタル當時車輪付ノ大砲八門ヲ

司法省

備ヘ佛國海軍士官「シト」イエルエチーシ
「フレウオスト」氏之カ指令官ト为リ而シ
該指令官ノ外十一名ノ佛國海軍乗組ミ
タリ

又原告人ノ聞知シタル所ニ依レハ該船
ハ初ノ原告人ノ未タ認知セサル人ノ所
有ニ屬スル貨物ヲ積込ミ西印度中英國
所領ノカレカッタ港ヨリ歐洲ノ或ル港
ニ向ケ航海スル途中ニ於テ「エ」タルダ
「ボア」ノ指揮スル佛國巡捕船「ラー」ダリ
「ヒ」ト号ニ出會シ該船ノ为メニ捕獲セ
ラレ其船長及ヒ水夫ト其船舶及ヒ貨物
ニ関スル一切ノ唇類ヲ奪去セラレ代テ

右船長「エ」チーレカレウオス「ト」及ヒ其他ノ船員之ニ乗組ニ其捕獲ノ正否ヲ判定スルモノニシテ即チ十日ノ間佛國ノ所領ニ属シタリキ

故ニ原告人ニ於テハ恰モ佛國ノ法律ニ依リ該船ヲ佛船ト看做スト等ク万国公法ニ依テ之ヲ米船ト看做セリ

第三條 以上所陳スル所ノ諸件ハ總テ証拠ニ依テ其正実ナルヲ公証スルニ足ルヲ以テ貴廳ニ於テ相当ノ令状ヲ登シテ右「エ」チーレカレウオス「ト」及ヒ右「ア」ノリ「カ」号及ヒ船具大砲及ヒ附屬品其他積荷

司法省

ノ全部又ハ一部ニ実係アル諸人ヲ召喚シテ前上ノ諸件ヲ答弁セシメ而シテ正当ノ處分ヲ尽シタル上貴廳ノ判決ヲ以テ右船舶及ヒ其船具大砲及ヒ附屬品及ヒ其他ノ貨物ヲ没收スヘキノ言渡ヲ為シ然ル上合衆國ノ軍艦ニ於テ為シタル捕獲ニ関スル法律ニ從ヒ之レヲ配當シ若シ又前上諸物件ノ全部又ハ一部ハ其所所有者ニ還付スヘキモノト認メタルハ法律ニ定メタル救助料ヲ拂ヒ渡サシメタル上之ヲ還付セラレシトテ切ニ希望スルモノナリ

原告代言兼代書人

○第百二十四 前上訴状ノ畧式(但シ「アラ

ツチ氏訴訟法第百四十六章

皇后ノ部ニ於テ正式トシテ

記載シタルモノナリ)

フロリダ南部地方ニ設置シタル合衆國郡

裁判所判事「ウオリヤム、マルビン」貴下ニ呈

ス

フロリダ南部地方所屬ノ合衆國檢事「トーマ

スセーホイトン」ノ合衆國及ヒ其他ノ關係

者ニ代リ汽船「シルカッピア」号及ヒ其船具

什器及ヒ貨物ニ對シ起シタル戦利ニ関スル

司法省

訴訟ハ左ノ如シ

合衆國軍艦「トーマス」号ニ乗組ミタ

ル合衆國海軍將官及ヒ士官水兵ハ合衆國

大統領ノ命令ニ依リ一千八百六十二年五

月四日海上ニ於テ戦利トシテ「シルカッピ

ア」号及ヒ該船ニ積込ミタル貨物共ニ差

押ハ而ソ之ヲ当裁判所ノ管轄地内タルヲ

フロリダ州キーンウエスト港ニ引致シテ現ニ

同所ニアリ

又該船舶及ヒ貨物ハ總テ正当ノ戦利ニシ

テ即チ合衆國ニ於テ没收スヘキモノナリ

故ニ檢事ハ当裁判所ノ令状ヲ以テ本訴状ノ

趣意及ヒ請求ヲ右船舶貨物ノ関係者ニ通知

シ且ツ之ヲ召喚シテ其請求ヲ起サシメ以テ
該貨物ノ性質及ヒ價值ヲ確認シ而シテ其確認
ニ依テ之ヲ審問ヲ完キ正当ノ手續ヲ了シタ
ル上當裁判所ノ判決ヲ以テ右船舶「シレカッ
シア」号及ヒ其船具什器及ヒ貨物ヲ戦利ト
シテ没收シ且ツ公賣スヘキ旨ヲ言渡シ而シテ
法律ニ從ヒ其代價ヲ分配セラレシムルヲ希望
スルモノナリ

フロリダ南部地方ノ合衆國検事

トーマスセーボイントン

○第百二十五 前上ノ訴状ニ依テ下ニタ
ル命令

司法省

召喚状及ヒ差押状ヲ發セシメ而シテ一千八
百六十二年五月二十六日ヲ以テ復命ヲ為
サシムルモノナリ
一千八百六十二年五月十九日

判事

ウヰリヤムマレビン

○第百二十六 巡捕船長ノ請求状
前畧又現ニ「エドワード」ハントルヲ召喚セ
シニ同氏ハ右汽船「シレカッシア」号ノ船長
ニシテ該船及ヒ其船具機具什器其他貨物ノ
公正ナル保釈人ナルヲ以テ其所有者ニ對シ
保釈ヲ受ケンヤラ請求スヘキ旨ヲ申立テタ

又同氏ハ当時英國ニ居住スル英人「カーチヤ
リア、シリ、ポール、ソシ」ハ即チ該船ノ眞正ナル
所有者ニシテ他ニ其所有者タル者ナキハ該
船ノ船籍証書ニ依テ明瞭タリ且ツ果シテ然
ルヘシト信認セシ旨ヲ申立テタリ
又同氏ハ該船ニ積込ミタル貨物ノ所有者ハ
英國商人ニシテ同國「リバカール」ニ高店ヲ開
キタル「リークハリソ」ニ高會及ヒ英佛兩國ニ
居住スルモノニテ未タ原告人ニ於テ其氏名
ヲ認知セサル者ノ所有ニ屬シ而シテ該貨物ハ
酒、焼酒、乾物、鯧魚、油、加非及ヒ茶ノ類ニシテ即
チ佛國「ホルド」ニ於テ船積シキエ「バル」ニ
歸ノ

司 法 省

ハバナ「」居住ノ諸人ニ積荷目録ヲ附シテ運
送スルモノナリ

右積荷目録ト送状及ヒ英國船籍証書トハ現
ニ當裁判所ノ領收セラルル所ト信認スルカ
故ニ當裁判所ニ於テ之ヲ確証ニ供セラレン
「」ヲ請フモノナリ
又右船積及ヒ捕獲ノ当時該船船及ヒ貨物ハ
既ニ前上記載シタル者ノ所有ニ屬スレ「」又
ノ通知及ヒ信認ニ依テ明白ナリ故ニ若シ前
上ノ物件ニ對シ回復ヲ求ムル者アルキハ前
上指名シタル諸人ノ外決シテ他ノ所有ニ屬
セサルモノト認定セラレン「」ヲ欲スル旨ヲ
申立テタリ

此他同氏ハ云々ノ請求ヲ為スモノナリ

エドワードハントル

代言人

ダブリウ、シー、マロ子

一千八百六十二年九月二十四日余ノ面前ニ於テ之ヲ誓言スレモノナリ

合衆國郡裁判所書記

セロイ、ダビー、アルレン

○第百二十七 郡裁判所最終判決各ノ各

当裁判所ニ於テ本船ハ凡ソ一千五百噸ノ積量ヲ備ヘ而ソ其所有スル船籍証各ニ依レハ

司法省

龍動居住「ガ」チヤリアチヤイレスピソシノ所有ニシテ「エドワード」ハントル之カ船長ト为リ佛國ホルドーヨリ貨物ヲ積込ニキエトハバナー港ニ向ケ航行ノ途中一千八百六十二年五月四日該港ヲ距ル凡ソ三十里ノ海上ニ於テ合衆國軍艦「ハイムルセツト」号ノ为メニ捕獲セラレタルモノニシテ即チニウラレルシンスノ封港ヲ破ルノ目的ニ出タル「明瞭」タルヲ以テ其判決ノ为メ本港ニ送致シタルモノナリ
又差押状及ヒ召喚状ハ正当ニ發行送達ノ上復命ノ遂ケ而ソ該船ノ船長出廷ノ上該船舶及ヒ貨物ニ就キ其冥係スル所ノ請求ヲ申立

タリ又審問ノ際該船長及ヒ船客及ヒ船員ノ
仮申立昏及ヒ現ニ捕獲ノ際該船内ニ於テ幾
見ニタル昏類及ヒ昏翰ニ依リ該船ノ航海ハ
其船主荷主等ニ於テニウラルリトシス港ノ
封ヲ破リ而ノ該港ニ於テ其貨物ヲ陸揚ケス
ヘキ不正ノ目的ヲ以テ始メ而ノ其惡意ヲ遂
ケント尽カスル際捕獲ヲ受ケタルト明瞭タ
リ

判事

司法省

ウ井リヤムマルビシ

以上記列ニタル事由アルヲ以テ當裁判所ニ
於テ該船舶船具什益機具及ヒ附屬品及ヒ貨
物ハ戦利トシテ合衆國ニ没收スヘキノ判決
ヲ下スモノナリ

○第百二十八 上訴ノ際保證昏ヲ差出サ
スシテ預ケ金ヲ為スノ請願
ニ関スル命令昏

此事件ノ請求者ハ合衆國紙幣二百五十弗
ヲ當裁判所ノ書記局ニ預ケタルヲ以テ右
金額ハ此事件ニ係ル上訴金納付証昏ノ代
用ヲ為スモノタルヲ認メタリ

故ニ紀元一千八百六十二年六月二十一日
ヲ以テ此上訴ハ始メテ完全タルモノト着
做スヘキモノナリ

ウ井リヤムマルビシ

一千八百六十二年六月二十一日迄レテ誌
ス

書記 セオージェン アルレン

○第百二十九 捕獲ヒラレタル船舶及ヒ

貨物ノ回復ニ関スル訴状(ホ

ルル氏海上法ヨリ抄出)

何々州何郡裁判所判事「リチャードバート
ルス貴下ニ呈ス

ロベルト、フギンドレーヨリ何ノ誰ニ係リ何
々ノ訴訟ヲ起ス「左ノ如シ

第一条 原告人ハ当時ヒラゲルヒア港即
チ当裁判所ノ管轄地内ニ現在スル船舶

司法省

「ウヰリヤム」号ノ真正ナル所有主ナリ又
該船長ハ即チ「セームス」ガツトナリ

第二条 去ル五月三日ヲ以テ該船ハブレ

ノシヨリマレーラシンド州「ボトマツ」河
ニ航行スレ途中合衆國海岸ヲ距ル九里

以内ノ所ニ於テ「チエス」ロ「湾」ヲ安全
ニ通過シ而シテ其目的地ニ到ル「ヲ」得

ヘキ為メ米人タル水先案内者ヲ雇入レ
タリ而シテ該水先案内者ヲ雇ヒ入レタル

上該船ハ其針路ヲ進メ「チエス」ロ「湾」
ノ南方ニ當ルケリ「ハ」ヌリ「岬」ノヲ距

レ九「二」里ニシテ海水五尋ノ所ヲ過ル
ノ際水先案内者ニ於テ「ハ」海岸ニ沿フテ

進航スルヲ可トシ該海岸迄ク進ムノ際
今佛朗西共和國ノ旗章ヲ翻ハシ「チエス
ローク」灣ヲ登シタル「シチゼンセ子ツト
ト号スル」スクウ子「レ」形軍装船船長「バー
トル」ジョア子「レ」ノ指揮ニ依リ一隊ノ軍
人ノ力ニ戦利トシテ捕獲セラレ爾來
該船ハ右佛船ノ為ニ抑留セラレ今現
ニ右「バートル」ジョア子「レ」ノ所領スル所
タリ而シテ右「ウヰリヤム」号ニ乗組ミタル
船長士官水夫等ハ悉ク捕獲セラレ現ニ
囚人ト爲リテ抑留セラレタリ

第三條

右「スクウ」子「レ」形「シチゼンセ子ツ
ト」号ハ英國人民ニ屬スル船舶ヲ巡捕ス

司法省

可キ命ヲ受ケタルヤ否判然セサルヲ以
テ原告人ニ於テハ其審訊ヲ仰キ而シテ猶
ホ右「ウヰリヤム」号ノ捕獲ヲ受ケタル當
時該船ハ現ニ英國君民ト親睦ノ交際ヲ
結ヒタル合衆國ノ管轄地内ニアリ且ツ
其保護ヲ受ルモノニシテ右「バートル」ジ
ョア子「レ」及ヒ其他同氏ノ指揮ニ従フハ
キ各人ニ於テハ万国公法及ヒ合衆國法
律ニ依リ合衆國ノ權カ及ヒ管轄ヲ及ホ
スハキ海岸内ニ於テ英國船舶ヲ捕獲ス
ルハキノ認可ヲ得タル者ニアラサル者ヲ
茲ニ完練スルモノナリ
右「ウヰリヤム」号及ヒ該船ニ乗組ミタル

船長士官及ヒ水夫ノ捕獲物品ハ以上陳述スル如ク全ク不正ニ帰スルノミナラス万國公法及ヒ合衆國法ニ背クモノナレバ故ニ原告人ニ於テハ當裁判所ノ判決ヲ以テ右「ハ」号及ヒ其船具什器積荷及ヒ其他該船ニ屬スル諸品ヲ悉皆原告人ニ返還セシムルノミナラス該船長士官及ヒ水夫共ノ幽閉ヲ解キ以テ該船ノ指定港ニ航行セシノ且ツ右「ハ」トレシヨア子シ及ヒ其他ノ関係者ヲシテ該船舶ノ捕獲物品ト該船長士官水夫ノ幽閉ハ全ク不正ニ帰スヘキ所以ヲ充分承認セシメタル上之カ為メ生シタル損害及ヒ諸費ヲ償ハシメントテ希望スルモノナリ

司法省

前上ノ目的ヲ達スル為メ原告人ニ於テハ此等ノ場合ニ當リ從來各行セラレヘキ差押状及ヒ召喚状ヲ發セラレシトテ切願ス

原告代言人

月 日

ラウール

○第百三十 賣奴貿易ノ準備者處分ニ係ル公訴状

新約克南部地方ニ設置シタル合衆國郡裁判所判事「サ」ミエールアルベツツ貴下ニ呈

新約克南部地方ノ檢事「ベンジャミン」エフ、ハ
ツト「レ」合衆國ニ代リ自ラ當裁判所ニ出頭
シ「スクウ」子「レ」形「バチ」ゼン「ト」号及ヒ其船具大
砲及ヒ附屬品及ヒ該船内ニ於テ發見シタル
諸品ニ對シ差押及ヒ没收ニ係ル告訴ヲ為ス
「左」如シ

第一条 右「バチ」エゼン「ト」号スル「スクウ」
子「レ」形船舶ハ九十噸余ノ積量ヲ備ヘ
而シテ合衆國人民ノ一人又ハ數人ノ所有
タリ前キニ紀元一千八百四十五年六月
二十五日ノ頃合衆國ノ人民或ハ合衆國
ニ居住スル者ニシテ未ク檢事ニ於テ其

司法省

氏名ヲ詳ニセサル人ニ於テ自身ノ為メ
又ハ他人ノ為メ船長、代理人或ハ所有者
トシテ合衆國ノ一港即チ新約克南部地
方タル新約克港即チ合衆國管轄地内ニ
於テ該船ノ機装ヲ整ヘタリ是レ一千七
百九十四年三月二十二日ノ決議即チ合
衆國ヨリ外地又ハ外國ニ賣奴運送禁止
ノ法律第一節ノ趣旨ニ背キ檢事ノ末々
詳ニセサル外國地方へ賣奴ヲ運送スル
目的ニ出ルモノナリ

第二条 合衆國人民ノ所有者タル右「スクウ」
子「レ」形「バチ」エゼン「ト」号ハ前条ニ記載
シタル議院決議ノ第一節ニ掲ケタル趣

旨ニ背キ檢事ノ未ク詳ニセサル外國地
方ニ賣奴ヲ運送スルノ目的ヲ以テ前キ
ニ一千八百四十五年六月二十五日ノ頃
右船長タル「ナガシエルチー」カビス「ハリ
己ノ為メ新約克南部地方タル新約克港
ニ於テ該船ノ艤装ヲ為シタリ

第三条 合衆國人民ノ所有タル右「スックウ
子」形「パチエセン」号ハ第一条ニ記載
シタル議院ノ決議ヲ一節ニ掲ケタル趣
旨ニ背キ檢事ノ未ク詳ニセサル外國地
方ニ賣奴運送ノ目的ヲ以テ前キニ一千
八百四十五年六月二十六日ノ頃合衆國
ノ人民タル右「ナガシエルチー」カビス「ナ
司法省

新約克港ヲ出帆セシメタリ
第四条 合衆國人民「ナガシエルチー」カビ
ス「ノ所有タル右「スックウ子」形「パチエセ
ン」号ハ第一条ニ記載シタル議院ノ決
議第一節ニ掲ケタル趣旨ニ背キ檢事ノ
未ク詳ニセサル外國或ハ場所或ハ國人
民ヲ其國或ハ場所ヨリ外國港ニ運送シ而
シテ賣奴トシテ之ヲ賣買スルノ目的ヲ以
テ前ニ一千八百四十五年六月二十五日
ノ頃該船ノ船長タル右「ナガシエルチー」
カビス「新約克港内ニ於テ該船ヲ艤装セ

第五條 此訴狀ノ第四條ニ記載シタル者

ノ所有タル石「ストックウ子」形「ロチエビ」
ト号ハ一千七百九十四年三月二十二日
ヲ以テ幾行シタル議院決議第一節ニ定
メタル成法上ノ規律ニ背キ檢事ノ未タ
詳ニセサル或ル王國或ハ場所或ハ國ノ
人民ヲ其國或ハ場所ヨリ外國ニ運送シ
而シテ賣奴トシテ之ヲ賣買スルノ目的ヲ
以テ前キニ一千八百四十五年六月二十
五日ノ頃右「ナガニエ」チ「ロチエビ」該船
ヲシテ新約克港ヲ出帆セシメタリ

第六條 合衆國人民「ナガニエ」チ「ロチエビ」
スノ所有タル石「ストックウ子」形「ロチエビ」
セシト号ハ合衆國ヨリ外國ニ向ケ賣奴

司法省

運送禁止茶例ト称スル法律ヲ増補シタ
ル一千八百五十年五月十日頒布ノ議院決議
第一節ニ掲ケタル趣旨ニ背キ檢事ノ未
タ認知セサル或ル外國ヨリ或ル外國ニ
向ケ賣奴ヲ運送スヘキ為メ一千八百四
十五年九月二十五日右合衆國ノ人民ト
ル「ナガニエ」チ「ロチエビ」ノ使用ヲ受タリ
第七條 合衆國人民ノ所有タル石「ストックウ
子」形「ロチエビ」ト号ハ一千八百〇八
年一月一日以後合衆國ノ管轄ニ屬スヘ
キ諸港或ハ各地ニ賣奴輸入禁止ノ茶例
ヲ増補削除シタル一千八百十八年四月
二十日頒布ノ議院決議第二節ニ掲ケタ

ル趣意ニ背キ檢事ノ未タ詳ニセサル或
ル王國或ハ地或ハ國ヨリ黒人或ハ黑白
雜種ノ人或ハ其國相当ノ人種ニ係ル人
數名ヲ搭載シ而シテ之ヲ賣奴トシテ他ノ
外國或ハ地ニ運送シテ之ヲ賣却シ或ハ
使役勞力ニ供スルノ目的ヲ以テ前キニ
一千八百四十五年六月二十五日談船ノ
所有者タル右「ナサニエ」ル「カビス」
裁判所ノ管轄内タル新約克南部地方ノ
新約克港ニ於テ其準備ヲ整ヘタリ
第八條 前上ニ記列シタル者ノ所有者タル
右「ス」クワ子ル形船舶ハ第七條ニ記載シ
タル議院決議第二節ニ掲ケタル趣旨ニ

司法省

背キ檢事ノ未タ詳ニセサル或ハ王國或
ハ地或ハ國ヨリ黒人或ハ黑白雜種ノ人
及ヒ其國相当ノ人種ニ係ル人數名ヲ搭
載シ而シテ之ヲ賣奴トシテ或ハ外國港或
ハ地ニ運送シテ之ヲ賣却シ或ハ使役勞
力ニ供スルノ目的ヲ以テ前キニ一千八
百四十五年九月二十六日右「ナサニエ」
ル「カビス」充分ノ準備ヲ整ヘ新約克港
ヲ出帆セシメタリ

第九條 合衆國ノ軍艦ニシテ合衆國海軍
「チヤ」リス、エツテ、ハ「指」令ヲ主トル「ヨ
」クトウ「ン」号ハ一千八百四十五年九月
亞非利加ノ海岸ニ巡航中即チ同年九月

二十七日同國海岸ケーブモウントノ近傍ヲ航行スルノ際右一千七百九十四年三月二十二日及ヒ一千八百零五年五月十日頒布ノ議院決議ノ趣意ニ背キ貿易及ヒ運送ノ用ニ供シタル右「ス」ク「子」ル形「パ」チ「エ」セ「ン」ト号ヲ捕獲シ而シテ其判決ノ為メ之ヲ合衆國ニ送致シ現ニ当裁判所ノ管轄内タル新約克南部地方内ニ繫留セ

第十條 前上記列シタル理由及ヒ此ノ如キ場合ニ通用スヘキ成法ノ趣意ニ依レハ右「ス」ク「子」ル形「パ」チ「エ」セ「ン」ト号及ヒ其船具什器大砲及ヒ其他該船内ニ於テ

司法省

發見シタル物品ハ即チ没收ニ歸スヘキモノトス

第十一條 前上記列シタル諸件ハ總テ正實ニシテ合衆國海上裁判權ニ屬シ即チ當裁判所ノ管轄ニ歸スルモノナリ故ニ檢事ハ當裁判所ニ於テ右船船具什器及ヒ其他ノ物品ニ對スル差押状及ヒ召喚状ヲ發シテ右船船具什器大砲其他ノ物品ニ關係アルモノヲ召喚シテ前上ノ諸件ヲ答弁セシメ而シテ相當ノ手續ヲ了シタル上右船船具什器及ヒ其他ノ物品ヲ成法ノ趣旨ニ從ヒ合衆國ニ没收スヘキ判決ヲ與ヘラレシムヲ希望スルモノナリ

合衆國郡裁判所検事

月 日

ロ、エスバットレル

○第百三十条 蒸気釜其他ノ検査ノ拒ミ

タル處罰ニ関シ一漁船ニ對スル物權ノ公訴狀

新約克南部地方ニ設置シタル合衆國郡裁

判所判事「サミエールアルベツツ」貴下ニ呈

ス

新約克南部地方ノ所属クハ合衆國検事「ゼーカ

レスエットボール」ハ合衆國ニ代リ自身ニ當

裁判所ニ出頭シタル上汽船「ハレクワ井」号

及ヒ其船具什器ニ對シ捕獲ノ訴訟ヲ起ス

司法省

左ノ如シ

第一条 蒸気機関ヲ以テ船体ノ全部又ハ

一部ヲ運動スヘキ船舶ニ乗組ミタル船

客ノ姓名保護條例ト稱スル一千八百三

十八年七月七日頒布ノ合衆國議院決議

ニ依レハ汽船ノ船主及ヒ船長ハ該條例

第四節ニ定メタル検査即チ十二ヶ月毎

ニ一回船体ノ検査ヲ受クルノ義務アル

トヲ定メタリ

又該條例ノ第五節ヲ以テ六ヶ月毎ニ一

回汽船ノ釜及ヒ機関ノ検査ヲ受クヘキ

旨ヲ定メタリ

該法律頒布ノ後即チ一千八百四十九年

六月五日ヨリ同月二十日迄数日ノ間當時合衆國ノ人民ニシテ檢事ニ於テ未タ其氏名ヲ詳カニセサル者ノ所有タル右漁船「レクウ井」号ハ船客運送ノ用ニ使役セラレ而シテ一千八百四十九年六月五日或ハ二十日ヨリ十二ヶ月以前或ハ同月五日ヨリ二十日迄ノ時間ニ該院決議才四節ニ掲ケタル趣旨ニ從ヒ其船体ノ検査ヲ受ケスニテ合衆國通航船即チ新約克南部地方内リチモント港トニウセルセー州バルゴインポイントノ間ヲ往復セリ

司法省

前上ノ理由及ヒ議院決議ノ趣意ニ依リ該船主及ヒ船長ヲ差押ハ而シテ此ノ如ク差押及ヒ訴訟ヲ受ケタル費用トシテ合衆國ニ對シ五百弗ノ金額ヲ償フヘキ責任アルモノナリ依テ今海上民事ノ訴訟ヲ起シテ茲ニ之ヲ請求スルモノナリ

第二條 前上記載シタル法律頒布ノ後即チ一千八百四十九年六月五日ヨリ同月二十日迄数日ノ間當時合衆國人民ニシテ檢事ノ未タ其氏名ヲ詳ニセサル者ノ所有ニ係ル右漁船「レクウ井」号ハ船客運送ノ用ニ供セラレタリ而シテ一千八百四十九年六月五日或ハ二十日ヨリ六ヶ月以前或ハ六月五日ヨリ二十日迄

ノ時間ニ前上法律第五節ニ掲ケタル趣
意ニ從ヒ釜及ヒ機関ノ検査ヲ受ケスニ
テ合衆國ノ通航線即チ新約克南部地方
内リチモント港トニウセルセ一州ハレ
ゼンポイントノ間ヲ往復セリ
前上ノ理由及ヒ議院決議ノ趣旨ニ依リ
該船ノ船主及ヒ船長ヲ差押ハ而シテ該船
ノ差押ハ及ヒ訴訟ニ突スル費用トシテ
更ニ五百弗ノ金額ヲ合衆國ニ償却スハ
キ責任アルモノナリ依テ今海上民事ノ
訴訟ヲ起シテ茲ニ之レヲ請求スルモノ
ナリ

第三條 前上ノ法律頒布ノ後即チ一十八
司 法 省

百四十九年六月二十日右莖汽機関ヲ備
ヘタル汽船「ハレクワウヰン」号ノ船主ハ相
當ノ官吏即チ新約克港税関ニアル收税
吏ヨリ該法律頒布ノ時現ニ突施セラレ
タル合衆國ノ法律ニ從ヒ免許ヲ受ケス
シテ船客ヲ搭載シ合衆國ノ通航線即チ
新約克州リチモント港トニウセルセ一
州バルゼンポイント港トノ間ヲ往復セ
リ
前上ノ理由及ヒ法律ノ趣意ニ依リ該船
ノ船主及ヒ船長ヲ差押ハ而シテ其訴訟費
トシテ猶ホ更ニ五百弗ノ金額ヲ合衆國
ニ償却スハキ責任アルモノナリ依テ今

海上民事ノ訴訟ヲ起シテ茲ニ之ヲ求ムルモノナリ

第四条 上記列シタル諸件ハ總テ正実

ニシテ合衆國海上裁判權ニ屬シ即チ當裁判所ノ管轄ニ歸スルモノナリ

故ニ合衆國檢事ハ合衆國ニ代リ當裁判所ニ於テ右汽船及ヒ船具什器ニ對スル令狀ヲ發シ而シテ該船舶其他ニ関係アル者ヲ召喚シ前上ノ諸件ヲ答弁セシメタル上前ニ掲ケタル處罰ヲ受クヘキノ判決ヲ下シ而シテ罰金及ヒ訴訟費用償却ノ為メ該船ヲ公賣セシメ此他法律及ヒ條理上至當ノ保護ヲ與ヘラレシムヲ希望スルモノナリ

司法省

合衆國郡裁判所檢事

月 日

セー、カレス、ユット、ポール

○第百三十二 賣奴貿易ノ為メ政府所屬

ノ船舶ニ於テ差押ヘタル船

船ニ對スル物權ノ公訴狀

新約克南部地方ニ設置シタル合衆國郡裁

判所判事「サミュールアルベツ」貴下ニ呈

ス

新約克南部地方所屬ノ合衆國檢事「セー、カレ

スコット、ホール」ハ合衆國ニ代リ自身ニ當裁

判所ニ出頭シ「ブリグ」形船舶「シユーサ」号及

ヒ其船具什器及ヒ其他之ニ関係アル各人ニ

対シ差押ノ訴訟ヲ記スレト左ノ如シ

第一條 合衆國ノ委任船ニシテ海軍所屬ノ「アリグ」形「マリ」号ハ一千八百四十九年二月五日合衆國海軍副艦長タル「ジョ」ニエ「ダビス」ノ指揮ヲ奉シテ「アラジ」ルノ海岸即チ「リガ」デ「シヤ」子「ロ」ノ近傍口ウ「ンド」アイ「ラント」錨ヲ距ル「ト」九「ソ」三里ノ海上ニ於テ合衆國人民ノ所有ニシテ二百六十噸ヲ積ムヘキ「ジュ」ー「サ」ント称スル船舶ヲ差押ヘタリ是レ蓋シ此船タル合衆國ヨリ外國ニ向テ賣奴運送禁止條例ヲ増補シタル一千八百零五年五月十日頒布ノ議院決議ノ趣意ニ背キ賣奴貿易

司法省

及ヒ運搬ニ使用シタルモノナレハナリ
以上記載シタル事由及ヒ議院決議第四節ノ趣意ニ依リ該船舶及ヒ其船具什器及ヒ其他該船内ニ於テ發見シタル物品賣奴ニ関係ナキモノハ共ニ差押ヘラレタルモノナリ

第二條 故ニ前條ニ記載シタル「マリ」号ハ一千八百四十九年二月五日前上ニ記載シタル場所ニ於テ即チ一千七百九十四年三月二十二日頒布ノ議院決議即チ合衆國ヨリ外國ニ向テ賣奴ヲ賣渡スヘキ禁令ノ趣意ニ背キ賣奴貿易及ヒ運搬ニ使用シタル石「シ」エ「ー」ホ「ン」号ヲ差押ヘタ